

# 第65回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第1日)

平成27年3月4日(水曜日)

出席議員 (14名)	1番	加古原 瑞樹	2番	千種 和英
	3番	小林 裕和	4番	廣利 一志
	5番	竹内 日出夫	6番	石堂 基
	7番	岡本 義次	8番	金谷 英志
	9番	山本 幹雄	10番	岡本 安夫
	11番	矢内 作夫	12番	西岡 正
	13番	平岡 きぬゑ	14番	石黒 永剛
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	舟 引 新	書 記	宇 多 雅 弘
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	勝 山 剛	総 務 課 長	鎌 井 千 秋
	企画防災課長	久 保 正 彦	税 務 課 長	加 藤 逸 生
	住 民 課 長	岡 本 隆 文	健康福祉課長	森 下 守
	農林振興課長	横 山 芳 己	商工観光課長	高 見 寛 治
	建 設 課 長	鎌 内 正 至	上下水道課長	上 野 耕 作
	生涯学習課長	平 井 隆 樹	天文台公園長	和 田 進
	上月支所長	中 石 嘉 勝	南光支所長	小 野 功 記
	三日月支所長	塚 崎 康 則	会 計 課 長	船 曳 寛
	教 育 課 長	坂 本 博 美	代表監査委員	樫 本 忠 美
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

---

## 【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
- 日程第 2. 会期決定の件
- 日程第 3. 行政報告について
- 日程第 4. 施政方針について
- 日程第 5. 議案第 4 号 姫路市及び佐用町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約について
- 日程第 6. 議案第 5 号 工事請負契約の変更について
- 日程第 7. 議案第 6 号 町有財産の無償譲渡について
- 日程第 8. 議案第 7 号 町有財産の無償貸付けについて
- 日程第 9. 議案第 8 号 町道路線の変更について
- 日程第 10. 議案第 9 号 農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定について
- 日程第 11. 議案第 10 号 佐用町行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12. 議案第 11 号 佐用町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13. 議案第 12 号 佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14. 議案第 13 号 佐用町市町村運営有償運送事業費用徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15. 議案第 14 号 佐用町三日月健康福祉施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16. 議案第 15 号 佐用町立町民体育館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17. 議案第 16 号 佐用町夜間照明施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18. 議案第 17 号 佐用町教育研究所条例の制定について
- 日程第 19. 議案第 18 号 佐用町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第 20. 議案第 19 号 佐用町上月保健福祉センター条例を廃止する条例について
- 日程第 21. 議案第 20 号 佐用町保育園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 22. 議案第 21 号 佐用町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について
- 日程第 23. 議案第 22 号 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 24. 議案第 23 号 佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 25. 議案第 24 号 佐用町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について
- 日程第 26. 議案第 25 号 佐用町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 27. 議案第 26 号 佐用町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 28. 議案第 27 号 佐用町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 29. 議案第 28 号 佐用町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定について
- 日程第 30. 議案第 29 号 佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について
- 日程第 31. 議案第 30 号 佐用町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 32. 議案第 31 号 平成 26 年度佐用町一般会計補正予算案（第 7 号）の提出について
- 日程第 33. 議案第 32 号 平成 26 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出

- について
- 日程第 34. 議案第 33 号 平成 26 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 35. 議案第 34 号 平成 26 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 4 号）の提出について
- 日程第 36. 議案第 35 号 平成 26 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 4 号）の提出について
- 日程第 37. 議案第 36 号 平成 26 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 38. 議案第 37 号 平成 26 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 39. 議案第 38 号 平成 26 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 40. 議案第 39 号 平成 26 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 4 号）の提出について
- 日程第 41. 議案第 40 号 平成 26 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 42. 議案第 41 号 平成 26 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 43. 議案第 42 号 平成 27 年度佐用町一般会計予算案の提出について
- 日程第 44. 議案第 43 号 平成 27 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案の提出について
- 日程第 45. 議案第 44 号 平成 27 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出について
- 日程第 46. 議案第 45 号 平成 27 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の提出について
- 日程第 47. 議案第 46 号 平成 27 年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出について
- 日程第 48. 議案第 47 号 平成 27 年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出について
- 日程第 49. 議案第 48 号 平成 27 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出について
- 日程第 50. 議案第 49 号 平成 27 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出について
- 日程第 51. 議案第 50 号 平成 27 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出について
- 日程第 52. 議案第 51 号 平成 27 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出について
- 日程第 53. 議案第 52 号 平成 27 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出について
- 日程第 54. 議案第 53 号 平成 27 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出について
- 日程第 55. 議案第 54 号 平成 27 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出について
- 日程第 56. 議案第 55 号 平成 27 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出について
- 日程第 57. 議案第 56 号 平成 27 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出について
- 日程第 58. 議案第 57 号 平成 27 年度佐用町水道事業会計予算案の提出について
- 日程第 59. 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 60. 請願第 1 号 米価対策の意見書を求める請願
- 日程第 61. 請願第 2 号 TPP交渉に関する請願
- 日程第 62. 特別委員会の設置及び委員定数について
- 日程第 63. 特別委員会委員長及び副委員長の選任について
- 日程第 64. 委員会付託について

---

午前 09 時 30 分 開会

議長（石黒永剛君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、第 65 回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員各位には早朝よりおそろいでご参集賜わり、誠に御苦労さまでございます。

3月の声を耳にしますと、日差しの中にもかすかに春を感じるこのごろです。

本年は合併 10 年を迎える年であり、本定例会は、さらなる 10 年の 1 年目とする節目となる定例会であります。東京一極集中の時代を背景に、地方がどうすれば豊かになることができるか、その方向性と対策をはっきりと示し、行動に移さねばならないと思います。

本定例会には、事前配付されました予算書の中にも、色濃く当局の意思が示されているかに思います。十分にご熟読いただき、審議・結論を賜りますよう、お願い申し上げます。

今期定例会において、本日付議されます案件は、条例に関する案件が 21 件、27 年度各会計予算案が 16 件、平成 26 年度各会計補正予算案が 11 件、請願 2 件、その他案件が 7 件で、計 57 件であります。

何とぞ、議員各位にはこれら諸案件につき、慎重なるご審議を賜り、適切妥当なる結論が得られますよう、お願い申し上げ、開会の御挨拶といたします。

町長、挨拶を願います。

町長（庵途典章君） 失礼します。皆さん、改めましておはようございます。早朝から御苦労さまです。

このところ、本当に天気が安定しません。1 日置きに雨が降っておりますけれども、一雨ごとに春に近づいてきた感じがいたします。

本日、開会をされました 3 月のこの定例議会には 27 年度の予算案をはじめ、57 議案という多くの議案を提案をさせていただいております。

この後、27 年度に向けた施政方針並びに各議案の提案説明をさせていただきます。大変長時間になろうかと思っておりますけれども、よろしくお願い申し上げます。

また、それぞれの議案につきまして、慎重にご審議をいただき適切な結論に導いていただきますようによろしくお願い申し上げまして、開会に当たりましての御挨拶にかえさせていただきます。

議長（石黒永剛君） ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第 65 回佐用町議会定例会を開会します。

なお、今期定例会のため、地方自治法第 121 条の規定により、出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、各課長、天文台公園長、各支所長、代表監査委員であります。

なお、傍聴者におかれましては、傍聴中守らなければならない事項を遵守いただき、静粛に傍聴いただきますようお願いいたします。

これより、本日の会議を開きます。

ただちに日程に入ります。

---

#### 日程第 1. 会議録署名議員の指名

議長（石黒永剛君） 日程第 1 は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第 121 条の規定により、議長より指名いたします。13 番、平岡きぬゑ君。1 番、加古原瑞樹君。

以上の両君をお願いいたします。

---

## 日程第2．会期決定の件

議長（石黒永剛君）　　続いて日程第2、会期決定の件を議題といたします。  
お諮りします。今期定例会の会期は、本日3月4日から3月25日までの22日間としたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君）　　ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日3月4日から3月25日までの22日間と決定いたしました。

---

## 日程第3．行政報告について

議長（石黒永剛君）　　続いて日程第3、行政報告に入ります。  
町長から行政報告を受けます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）　　それでは、2件の報告をさせていただきます。  
まず1件目は、先般2月16日に開催をいたしました、佐用町災害復興計画フォローアップ委員会についてを報告させていただきます。  
災害復興計画フォローアップ委員会は、佐用町復興計画が策定されたことを受けて、災害復興の状況及び課題を分析し復興施策を推進するため平成23年1月に設置し、委員会を開催してまいりました。  
委員会では、復興のための事業について県、町及び地域の取り組みについて確認をいただいております。  
本年2月16日に第3回委員会を開催し、委員長の神戸大学室崎名誉教授をはじめ委員の皆様から計画どおり進んでいるとの評価をいただいたところでございます。  
その席上、被災から5年半を経過をし、工事等も順調に進捗をしているため、今回の委員会をもって、このフォローアップ委員会の区切りをつけさせていただくことを了承していただいたところでございます。  
また、佐用町災害対策本部と復興本部につきましても同日付で解散とさせていただきますので、あわせてご報告をさせていただきます。  
次に、農業委員の選任についてを報告をさせていただきます。  
先般、2月臨時議会において審議され、議会推薦の通知をいただきました、佐用町豊福33番地、岡本一良氏。佐用町上月89番地、祖開正平氏。佐用町東徳久751番地、腰前正好氏。佐用町三日月488番地、大久保八郎氏の4名の方につきましては、去る3月2日に開催されました、第116回農業委員会総会において選任通知をお渡しいたしましたので報告をいたします。  
なお、この総会において、会長には祖開正平氏、職務代理者には腰前正好氏が就任されましたので、あわせてご報告をさせていただきます。  
以上、報告を終わります。

議長（石黒永剛君）

以上で行政報告は、終わりました。

---

#### 日程第 4. 施政方針について

議長（石黒永剛君）

続いて日程第 4、施政方針に入ります。

町長から施政方針の説明を受けます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）

それでは、本定例会においてご審議いただきます諸議案の説明に先立ちまして、27 年度町政運営に関する基本的な考えを申し述べ、あわせて新年度予算の編成方針につきましてご説明を申し上げます。

さて、平成 27 年度は、佐用郡 4 町の合併から 10 周年の節目の年となりました。

合併後、私は、まず、新町の一体感の醸成。行財政改革の推進。財政の健全化を 3 本柱に、町政運営に取り組んでまいりました。

この間、予想だにできなかった平成 21 年の大災害がございましたが、町民の皆様とともにこれを乗り越えながら、まちづくりの礎を築くことができたと思っております。

平成 23 年 1 月に立ち上げた災害復興計画フォローアップ委員会も 2 月 16 日をもって最後の会合とし、復旧・復興の取り組みに一つの区切りをつけたわけですが、当然、これで終わりというわけではありません。今後とも、町民の生命・身体・財産を守るため、防災力を高めてまいりたいと考えております、

全国的に少子高齢化が進む中、本町の人口は、合併当時の平成 17 年国調人口で 2 万 1,012 人、平成 22 年国調では 1 万 9,265 人と減少し、直近の兵庫県推計人口は 1 万 8,000 人を割り込む状況にあります。合計特殊出生率を見ましても、本町は 1.30 人と、県平均の 1.41 人、全国平均の 1.39 人を下回っており、人口減少対策が、本町の次の 10 年に向けての喫緊の課題であると考えております。

政府は昨年 12 月、2060 年を視野に入れた「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、これを実現するために、今後 5 カ年間で取り組むべき目標や施策の基本的な方向を示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定し、人口減少問題の克服を第一に掲げております。あわせて、国と地方が一体となって地方創生に取り組むため、全自治体に対して地方版総合戦略の策定が要請されておりますことは、周知のところでございます。

また、国の平成 26 年度補正予算が、先月成立したことを受けまして、本町も補正予算を起こし、国と同様、新年度予算と一体的な編成としているところでございます。

このような情勢のもと、新たな 10 年のスタートに向けて、私の思うところを幾つか申し述べさせていただきます。

まず、地方創生への取り組みでございます。冒頭、申し上げましたとおり、人口減少対策は本町にとって焦眉の急でございますが、この課題は過去旧町時代からそれぞれの町で過疎対策、ふるさと創生事業などさまざまな対策事業を展開してきたところでありますが、今後、改めて「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定と併行し、いま、できること・やるべきことを人口減少等特別対策事業として、先行実施してまいります。

次に、自立と協働のまちづくりの推進でございます。地域づくり協議会に対する地域自治包括交付金につきましては、創設以来 3 年目を迎えております。本年度につきましても、これまでと同様の支援を行うことといたしており、それぞれの個性を生かした事業が各地

で展開されることを望むものでございます。

集落コミュニティの維持・限界集落の問題につきましても、自治会の相互協力体制を促進し、自治会及び農会の統合に対する財政的支援を引き続き行ってまいります。

まちづくりの総合的な指針である町総合計画でございますが、平成 28 年度で計画期間が終了をいたします。次の計画策定に当たりましては、町民の皆様の知識と経験を取り入れることによりまして、町民参画のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次は、行政組織の効率化と行財政基盤の強化でございます。行財政改革につきましても、第 3 次行財政改革大綱を取りまとめ、平成 27 年度から個別実施計画に沿って計画的に進めてまいります。いつも申し上げておりますが、行財政改革は経費削減、財政規模の縮小のみを行うものではございません。予算配分の重点化こそ、そこに求められるものであると考えております。そして、安定した財政基盤の確立は、安定した行政サービスの継続に必要なものでございます。今後とも、健全財政を維持して将来世代への責任を果たしてまいりたいと考えております。

本庁機能の集約と、住民の利便性の向上を目的に進めてまいりました役場庁舎の整備も完成間近でございます。平成 27 年度から本格的に供用する中で、増築庁舎と既存庁舎の機能の状況、とりわけ、職員の配置状況と住民サービスの流れを見つめながら、組織・機構のあるべき姿を今後検討していきたいと考えております。

職員定数適正化につきましても、第 3 次定員適正化計画に基づきまして、本町の適合した行政機構の確立とあわせて、適正な職員配置を図ってまいります。

行財政改革の中で、町税の口座振替制度の利用促進と新たな納税方法の検討がうたわれております。平成 27 年度、電算システムの機器更新をその機会と捉え、コンビニ納税を導入することといたしました。

昨年 11 月に完成した中山のメガソーラーは順調に発電を行い、町有地の賃貸料や売電で得た収益など、今後安定した一定の収入が見込めることとなりました。この新たな財源は、森林整備事業や子育て支援施策に活用をしております。

次は、健康と福祉のまちづくりでございます。町民の健康の保持・増進を図るためには、病気の予防や早期発見、そして一人一人が健康への関心を高めることが重要であります。ともに支えあう健康と福祉のまちづくりの実現に向けて町健康増進計画「健康さよう 21」を策定いたします。あわせて、食生活の乱れへの対応や、地産地消を推進する観点から、食育推進計画も見直し、次の 10 年の取り組みの指針といたします。また、学校給食においても食育の一環として地産地消を進め、給食の質的向上とあわせて農業生産者への支援にもつなげてまいり所存であります。

子育て支援対策の充実につきましては、先ほど申し上げました地方創生関連の人口減少等特別対策事業の中で、子育て支援策を筆頭に掲げ、取り組むことといたしております。

保育園の規模適正化につきましては、地域の皆様のご理解を得ながら、計画的に進めているところであります。

次は、環境対策への取り組みでございます。地球環境への負担軽減・新エネルギー対策の観点から、平成 24 年度に住宅用太陽光発電システム設置補助金を創設いたしました。3 年間の時限措置としていたわけでございますが、昨今の環境問題や電力事情等を勘案する中で、制度の延長を行い、再生可能エネルギーの趣旨普及に、引き続き努めてまいります。

次は、災害に強いまちづくりの推進でございます。河川改修事業の完了を見込んで、平成 26 年度から進めております災害復興モニユメントの設置でございますが、周辺整備をあわせて行い、本年度完成予定でございます。

指定避難所の整備につきましては、年次計画により充実を図っておりますが、今回はプ

ライバシー保護テントを配備することといたします。

非常備消防団の装備の充実につきましても、救助用工具セットを計画的に配備いたしております。

町道整備につきましては、これまでの取り組みの中で、幹線道路やいわゆる生活道路について、通常の維持管理を果たしていると考えておりますが、反面、その外側にあつて、メンテナンスが行き届いていないところがあることも事実でございます。これらの大半は、平成 21 年以降の災害に起因するものと考えられ、今後の対策といたしまして、被災町道整備事業を年次計画で進めてまいります。

次は、よりよい教育環境の整備でございますが、学校規模適正化につきましては、関係者の皆様方のご尽力とご協力によりまして順調に進捗し、新しい上月小学校が 4 月の開校を迎えようとしております。今後とも夢ある教育を推進し、本町の将来を担う人材育成の観点から、一層よりよい教育環境の整備に努めてまいります。

次は、活力ある農林業の振興でございます。農林業生産基盤の維持・保全と生産性の高い農林業経営を確立するため、これまで農地・農業用施設の整備や、林内路網整備など、農林業生産基盤の整備や、有害鳥獣対策を進めてまいりました。今後は、メガソーラーの売電収益を活用した森林保全間伐促進事業などを本格化させるとともに、森林整備のさらなる促進を図るため、木材の中間集出荷施設整備の調査研究と試行を進めていきたいと考えております。

最後は、商工・観光の振興でございます。地方の経済が非常に厳しい状況が続いている中で、新規出店・開業に対して助成金を交付し、地域商業の活性化を図ってまいります。平成 22 年度から取り組んでおります消費者行政につきましては、引き続き消費生活センターを庁舎内に設置し、消費生活相談員による窓口相談及び訪問相談、出前講座などの啓発活動を今後とも継続し、悪徳商法などに対する被害防止にも努めてまいります。

続きまして、以上のような方針に基づき編成をいたしました、平成 27 年度予算案の概要についてを申し上げます。

予算額は、一般会計 131 億 4,383 万 1,000 円、特別会計・企業会計を合わせた総額で 214 億 2,082 万 9,000 円となります。一般会計は対前年度比 3.3 パーセント増でございます。

予算案に計上しております主要な事業について申し上げます。

まず、地方創生として取り組む人口減少等特別対策事業でございます。子育て支援といたしまして、1 つ目は、保育料の負担軽減でございます。保育園に通う第 2 子以降の子供の保育料を無料にいたします。私立幼稚園、学童保育に通う子供につきましても、同様の措置をいたします。これによる町負担額は 4,482 万 7,000 円と見込んでおります。

2 つ目は、小中学校児童・生徒の校外学習の支援でございます。JR 姫新線の運賃と美術館等の入館料を全額助成し、子供に多くの体験活動の機会を与え、豊かな心を育みます。姫新線の利用促進にも寄与するものでございます。小中学校合わせまして、127 万 5,000 円を計上いたしております。

3 つ目は、子育て支援事業補助金の創設でございます。学校の副教材費相当額につきまして、小学生は 1 万 5,000 円、中学生は 3 万円を助成し、保護者の負担軽減を図ります。予算額は小学校 1,174 万 5,000 円、中学校 1,356 万円、合計 2,530 万 5,000 円でございます。これにつきましては、補助金を町商工会発行の商品券で交付することによりまして、町内商工業の振興を図ることといたしております。

子育て支援の最後は、学校給食の質的向上と地産地消の推進、及び給食費の負担軽減でございます。学校給食に町内で生産・加工された食材を積極的に活用し、その消費拡大と生産性の向上を促進するとともに、給食の質的向上を図ります。これらの経費増加分はもとより、食育推進のため現行給食費の半額を町が負担をし、保護者の負担軽減もあわせて

行うことといたしておりますが、これに伴います事業費 4,700 万円を予算計上いたしております。

次に、結婚問題につきましては、男女の出会いサポート事業の拡充でございます。えん結び支援員を配置し、男女の出会いの場の提供や相談業務を行い、婚活を支援します。新設費目を設け、従来分の予算と合わせて 468 万 2,000 円を計上いたしております。また、定住促進住宅におきまして、外壁塗装や若者向けに部屋を改造するなど、住環境の整備もあわせて行います。工事費として 5,730 万円を計上いたしております。

ひとの流れを本町につくる施策といたしましては、利神城跡等の史跡の国指定に向けての取り組みを推進いたします。平成 27 年度は始動の予算といたしまして、遺構調査、史跡周辺の樹木の伐採、PR 冊子の作成など 1,919 万 2,000 円を計上いたしております。

以上が、人口減少等特別対策事業として、新たに取り組む施策でございます。

地域づくり協議会に対する地域自治包括交付金は、前年度とほぼ同額の 3,150 万円を計上いたしております。

町総合計画の策定につきましては、委託料 594 万円を計上し、平成 28 年度にかけて 2 カ年で作成する予定であるため、債務負担行為を設定しており、総額で 1,080 万円となります。

合併 10 周年記念事業につきましては、総務費に新しい目を起こし、1,206 万 7,000 円を計上いたしております。

健康増進計画及び食育推進計画の策定については、委託料 350 万円を計上いたしております。

保育園規模適正化の推進につきましては、南光地域の保育園の施設整備に係る調査費 1,000 万円を計上。具体化に向けて、検討を進めてまいります。

学童保育の拡充につきましては、4 月開園予定の新・上月保育園で開設することといたしており、関係予算 621 万 7,000 円を計上いたしております。

南光小学校校舎の大規模改造事業と小中学校体育館の吊り天井耐震化対策でございますが、平成 26 年度に作成した実施設計に基づきまして、それぞれ、8,372 万 6,000 円、1 億 7,663 万 5,000 円を計上いたしております。

メガソーラー事業収入につきましては、林業振興費の町単独造林事業補助金 2,000 万 6,000 円、及び森林保全間伐促進事業費補助金 500 万円に充当をいたします。

新規出店・開業に対する支援策といたしましては、新規起業・創業支援事業助成金 150 万円を計上。ひょうご産業活性化センターが同様の事業を行っておりますが、出店等の場所が商店街地域内に限られるため、町独自の助成事業でその対象外の地域をカバーし、町内全域に出店等のチャンスを広げるものでございます。

そのほか、主な新規事業といたしましては、携帯電話等エリア整備事業 1,731 万円。住民情報等電算システムの機器更新に 1 億 2,974 万 1,000 円、うち、661 万円がコンビニ納税導入経費でございます。また、戦後、終戦から 70 年の節目の年を迎え町主催で戦没者追悼式の開催をさせていただきます。その経費として 68 万 7,000 円。三日月保育園の建物ガラスの耐震対策 300 万円。西徳久地区農業基盤整備事業調査設計 1,200 万円。東徳久地区農業基盤整備事業補助金 7,200 万円。防災ベッド等設置費補助金 10 万円。住宅耐震化建替助成事業補助金 200 万円。上月体育館の空調設備等更新 2,574 万 6,000 円などを計上いたしております。

次に、歳入につきまして申し上げます。

まず、町税におきましては、対前年度比 2.4 パーセント減の総額 21 億 5,746 万 7,000 円を計上いたしております。個人町民税が納税者人口の減少によりまして、同じく 3.7 パーセント減と大きく落ち込み、固定資産税におきましても評価替えに伴う在来家屋分の減

価が影響し、同じく 1.6 パーセント減となっております。

地方消費税交付金は、引き上げ分が平年度化することにより、対前年度比 49.4 パーセント増の 2 億 9,500 万円でございます。

地方交付税は、対前年度比 6.1 パーセント増の 65 億 964 万 9,000 円を計上しております。増加要因は、地方創生に取り組むために必要な経費が、地方財政計画に 1 兆円、特別に計上されたことを受け、仮称でございますが人口減少等特別対策事業費が普通交付税の算定上、需要額に積み上げられることとなったものでございます。

減債基金の計画的繰り入れとして 8,948 万 4,000 円、災害関連事業の荒廃溪流等整備事業や被災町道整備事業などの財源といたしまして、災害復興基金 6,260 万円など、1 億 5,585 万 4,000 円の特定目的基金を取り崩し、それぞれの事業等に充当をいたしますが、なお一般財源不足が生じますので、財政調整基金 1 億 4,600 万円を取り崩し、予算に繰り入れております。

なお、最後になりましたが、平成 26 年度補正予算との関係をご説明申し上げます。

国におきましては、本年 2 月 3 日、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策を盛り込んだ補正予算が成立をいたしました。この中で、自治体に向けた地域住民生活等緊急支援のための交付金が創設され、地域消費喚起・生活支援型と地方創生先行型の二つのタイプに分けて、交付をされることとなりました。

これを受けて、本町におきましても補正予算を編成し、地域消費喚起・生活支援型の交付金につきましては、プレミアム商品券の発行に充当をいたします。また、地方創生先行型交付金につきましては、平成 27 年度当初予算で予定しておりました「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定の前倒しをはじめ、地域特産品の増産・販路拡大事業、滞在型田舎体験事業など、地方創生事業として、新年度予算と一体的に活用することといたします。

平成 26 年度一般会計補正予算（第 7 号）におきまして、関係予算 8,808 万 2,000 円を計上いたしておりますので、あわせて申し上げます。

以上で、平成 27 年度の町政運営並びに予算編成の基本方針について申し上げさせていただきました。

冒頭にも申し上げましたが、合併 10 周年を迎える平成 27 年度は、合併後の基礎固めを終え、次の 10 年に向け安定した財政運営を堅持しつつ成長へと向かう転換期でもあります。

重要な節目の予算として、また、地方創生元年の予算として位置づけ、佐用町の明るい未来を切り開き、町民の皆様が少しでも希望を持ち安心して暮らせる地域社会を構築していく決意でございます。

どうか、議員各位、並びに町民の皆様の変わらぬご理解とご協力を心よりお願いを申し上げます。施政方針といたします。終わります。

議長（石黒永剛君） 以上で施政方針の説明は、終わりました。

なお、ここであらかじめ申し上げますが、議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、以後の議案朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

日程第 5. 議案第 4 号 姫路市及び佐用町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第 5、議案第 4 号、姫路市及び佐用町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約についてを議題といたします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 4 号、姫路市及び佐用町における連携中枢都市圏形成にかかる連携協約についての提案理由をご説明申し上げます。

国の連携中枢都市圏構想推進要綱に基づき、姫路市を中心とした連携中枢都市圏である播磨圏域を形成するために、姫路市と連携協約の締結を行うにあたり、地方自治法第 252 条の 2 第 3 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

ご承認を賜りますようお願いを申し上げて、説明とさせていただきます。

議長（石黒永剛君） 提案に対する当局の説明は終わりました。  
これより質疑に入りますが、ただ今議題としております、議案第 4 号につきましては、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みおきの上、質疑をお願いいたします。  
議案第 4 号について、質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、岡本義次君。

7 番（岡本義次君） これいいことだと思います。姫路を中心に各市町村が連携取りながらお互いに文化の面、商工観光、都市機能、それぞれの分で助け合うということが

〔石堂君「委員会付託になるんですけど」と呼ぶ〕

7 番（岡本義次君） いや、知っとう、知っとう。知っとうで、人の時、言わんとって。

議長（石黒永剛君） ちょっと勝手な話はやめてください。

7 番（岡本義次君） いや議長ほな、すいません。人が発言しよる時に、言う人に注意してくださいよ。

議長（石黒永剛君） はい、もうそのことはよろしいから続けてください。

7 番（岡本義次君） ですから、私はね、総務常任委員会の中であるんは、分かっているんですけど、こういういいことについてね、佐用町としてこういうことを一つ先に、こういう問題を取り上げてやりますよということを、もう既に町としては考えられておるんかどうかいということが、まず 1 点。そこらへんをお伺いします。

議長（石黒永剛君） それは、総務委員会でできませんか。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、町長。

7番（岡本義次君） できるんやけど、全体おっての時に、ちょっと、

町長（庵途典章君） この協定の問題につきましては、これまでも議会の中でもご説明をさせていただいて、佐用町としても姫路市と連携をして、今後進めて行くべき課題、具体的にある程度、こういう課題。また、これから研究もしていくということでの説明をさせていただいたところです。

その中で、今回、こうして提案をさせていただいておりますので、これまでの経過については、十分ご理解をいただきたいと思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、どうぞ。

7番（岡本義次君） そういうことで、こういういいものの土台ができたということで、私は、全課長、全議員いらっしやる中で、どうなのか、みんなが知恵とか、そういう勉強したものをここへ出して、例えば、姫路城でも、今年いいものづくり直しされました。100万人以上の方が姫路にも見えると思うんですね。そういう姫路に来た観光客も佐用のへ来てもらうようにするのに、どういふことをしたらいいんだろうかいうことを、皆さんが勉強もして、こういうやつを出してもらいたいということで、皆さんの前で、ちょっと発言しよるわけなんです。

それと、今、西岡さんも力を入れて、S Lの問題なんかも姫新線で言われております。このことについても、私は、姫路から二編成ぐらいな列車、例えば、

議長（石黒永剛君） 岡本議員、内容については、後日、総務常任委員会で付託し、そしてまた、あなたが意見を述べられるのは、最終日にも意見を述べられますので、

7番（岡本義次君） 何も議長が、そんなこと止める必要ないですよ。そうでしょう。

議長（石黒永剛君） いやいや、述べられますので。

〔石堂君「委員会付託（聴取不能）」と呼ぶ〕

議長（石黒永剛君） 委員会付託になっているということを頭に置いてください。

7番（岡本義次君） いや、委員会付託になっておるけどね、委員会付託の場合は、総務常任委員だけしか、話が分かりませやん。

議長（石黒永剛君） 後でまた、終わった後、委員長報告がありまして、それから審議す

る場がありますからね。

7 番（岡本義次君） ですから、こういう皆さんの時に、やっぱり聞いてもらって勉強してもらおうという意味で申し上げておるんですよ。

議長（石黒永剛君） わかっていただけませんか。こっちの言う話が。

7 番（岡本義次君） 私のほな言うこともわかってもらえませんか。

議長（石黒永剛君） わかってますけども。

7 番（岡本義次君） わかっておったらええがな。

議長（石黒永剛君） ちょっと外れてますから。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） そういうことも含めて、これから協定を結んだ中で、一緒に研究しながら、また、協力しながら進めて行くと。

既に、今、具体的に言われますように S L の問題。それから利神城跡の国指定やいろいろ整備の問題。こういうことも全部含まれているわけです。

だから、この協定というのは、これだけをこうしますだけで、ここに出して、それを審議していただくわけじゃなくって、姫路市とこの中枢拠点としての連携をしましょうという協定なんで、そのことを広くやっぱり考えた上でご認識をいただきたいと思います。

議長（石黒永剛君） よろしいか。

〔岡本義君「(聴取不能)」と呼ぶ〕

議長（石黒永剛君） はい、次入ります。ほかにありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 4 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よって議案第 4 号、姫路市及び佐用町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約については、総務常任委員会に付託することに決定しました。

議長（石黒永剛君） 続いて日程第6、議案第5号、工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第5号、工事請負契約の変更につきまして、提案のご説明を申し上げます。

上月地域保育園新築工事につきましては、平成26年9月18日に、株式会社春名建設代表取締役、春名博喜氏と消費税込み2億5,326万円で契約し、同年12月議会におきまして消費税込みで1,981万3,680円の増額変更契約の承認をいただき、現在、工事を進めているところでございます。

さらに、建築工事のうち、屋外付帯工事におきまして、運動場の排水対策が必要となり、暗渠排水工事を追加するとともに、建具等の一部仕様変更、門及び門扉周辺の構造物等並びに駐車場舗装工事等の追加変更が必要となりました。このため、346万6,800円を増額し、工事請負契約の金額を消費税込みで2億7,654万480円に変更するため、佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認を賜りますようお願い申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

議長（石黒永剛君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましては、本日即決といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、金谷君。

8番（金谷英志君） 町長説明されたように、この工事については12月議会でも変更している。その12月議会の時に、いろいろ遊具とかも変更で挙げられましたけれども、今回、新たにまた、月を置かずしてこういう変更というのは、前もって分からなかったですか。その点は、いかがですか。

議長（石黒永剛君） 町長、お願いします。

町長（庵途典章君） 課長から説明させます。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 森下健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 失礼します。確かに言われますように、12月議会におきまして大きな変更をさせていただきました。

特に当初の時にも申し上げましたように、付帯工事につきましては12月議会、次回の議会で付帯工事につきましては補正予算をさせていただきますということで述べさせてい

ただき、12月議会におきましては、バックネット、それから遊具の移設、それから植栽等を含めて、大きな金額の補正をさせていただきましたところでございます。

なお、今回の3月の補正につきましては、建設工事等も含めまして最終精査、当然、そういう精査等もございます。

なお、先ほど答弁にもありましたように最終的に変更箇所も工事する上では起きてきます。その中で、先ほど町長説明しましたように、運動場の運動広場ですね。そこの暗渠排水等の工事。

それから、駐車場につきましても門扉等の変更が、場所変更等がありましたので、舗装関係等も若干数量が変わりました。

それから、12月の補正の時にも申し上げました職員の駐車場。一部保育園の道路挟んだところに予定しておるんですが、そこの舗装につきましても、一部側溝の追加変更。それからフェンス等の変更が伴いましたので、舗装等もそれで若干増減が出てくるところでございます。

そういったことで最終的な精査ということで、今回、補正346万6,800円の増額を提案させていただきます。以上です。

議長（石黒永剛君）                   ほかにありませんか。  
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（石黒永剛君）                   ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第5号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第5号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石黒永剛君）                   挙手、全員です。よって議案第5号、工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7．議案第6号 町有財産の無償譲渡について

議長（石黒永剛君）                   続いて日程第7、議案第6号、町有財産の無償譲渡についてを議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君）                   それでは、ただ今、上程をいただきました議案第6号、町有財産の無償譲渡についてのご説明を申し上げます。

佐用共立病院北側に位置する旧佐用郡母子健康センターについては、平成元年にその役割を終えて施設の運営が廃止され、平成17年の4町合併により、当該建物の所有権については、佐用郡広域行政事務組合から佐用町が承継しているところでございます。当該建

物については、一時期、書庫・倉庫として利用したこともありますが、現在は特段利用しておらず、また将来においても利用計画はございませんので、当該建物の底地の所有者である医療法人社団一葉会と協議をいたしましたところ、譲渡を受けることに前向きな回答をいただきました。

建物の概要でございますが、昭和 43 年建築、コンクリートブロック造の平屋建てで、面積は 288.24 平方メートル、所在地は佐用町佐用 1146 番地 1 でございます。

建築価格は建設価格で 1,238 万 8,000 円でございますが、当該建物の税法上の耐用年数 36 年を既に経過しており、残存価格は備忘価格の 1 円となっておりますので無償で譲渡をいたしたく、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。ご承認を賜りまわりますようによろしくお願いを申し上げます。

議長（石黒永剛君） 提案に対する当局の説明が終わりました。  
本案につきましても、本日即決といたします。  
これから質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 6 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 6 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって議案第 6 号、町有財産の無償譲渡については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 8. 議案第 7 号 町有財産の無償貸付けについて

議長（石黒永剛君） 続いて日程第 8、議案第 7 号、町有財産の無償貸付けについてを議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

[町長 庵逄典章君 登壇]

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 7 号、町有財産の無償貸付けにつきまして、提案のご説明を申し上げます。

この貸付財産は、兵庫県景観条例の景観形成重要建造物であり、平成 24 年に所有者である瓜生原氏から寄付を受けたところでございます。

平福地域では、平福まちづくり会を立ち上げ、兵庫県の参画と協働による歴史的景観保

存の推進事業により、ワークショップや視察研修などを重ね、瓜生原家の有効活用を検討してまいりました。このような取り組みに基づいた地域からの要望を受け、今年度、瓜生原家の改修を進めているところでございます。

4月からの運用につきましては、平福地域住民により組織され、長年、地域の歴史文化の保全・活用をはじめ、町立平福郷土館の運営等に取り組んできていただいた平福文化と観光の会に無償貸付けをし、地域住民の運営により、交流拠点及び観光客のおもてなしの場として年間を通して有効に活用をしていきたいと考えております。

以上、ご説明を申し上げます。ご承認賜われますようお願いを申し上げ、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（石黒永剛君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、ただ今議題としております議案第7号につきましては、産業厚生常任委員会に付託を予定していますので、委員会付託をお含みおきの上、質疑をお願いいたします。

議案第7号について、質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、岡本義次君。

7番（岡本義次君） この貸付けについて別に反対するものでも何でもないんですけど、この貸付けすることによる覚書協定とか、そういうようなのはつくられておりますか。

議長（石黒永剛君） 答弁願います。課長。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 商工観光課長。

商工観光課長（高見寛治君） 今後、平福文化と観光の会と協定を結んでいく予定にしております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、岡本君。

7番（岡本義次君） 今の課長さん。議員の方もいつまでもおるわけじゃありませんので、やっぱり協定として結んで、メンバーが変わってもこういうことを話し合うておった。こういうこと決めておたいうことだけは、ちゃんとしておっていただきたいと思います。

議長（石黒永剛君） ほかにありませんか。

〔廣利君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 廣利議員。

4 番（廣利一志君） 付託されるわけですが、長年にわたる、この受け皿となる組織が 20 年にわたって活動されていることについて、私も理解はしておりますけれども、地域づくり協議会との関係は、どういうふうな位置づけになるのか。

それと、結局、バックアップ体制が、ハードとソフトの関係から、これが期間が 5 年という形になっておりますので、将来にわたるバックアップ体制がどんなふうに地域づくり協議会とか、あるいは実質される 9 名の女性のグループというふうに聞いておりますけれども、その方たちへのバックアップ体制はどんなふうにとられていくのか。少し、聞かせてください。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 私からは地域づくり協議会との関係につきましてご説明をいたします。

平福文化と観光の会も地域づくり協議会の構成団体になっております。その中で同じく地域づくりに努めてまいってもらっておりますので、そういう地域づくりとの関係は、そのような関係になっております。

あとこの施設のバックアップ体制については、商工観光課が担っておりますので、その点、よろしく申し上げます。

議長（石黒永剛君） はい、高見商工観光課長。

商工観光課長（高見寛治君） バックアップにつきましては、新年度予算でも挙げさせていただいておりますが、ランニングコストについて、おおむね半年分の予算を計上させていただいておりますし、その経営につきまして、平福文化と観光の会と町とが、より緊密に連携を取りまして、経営のバックアップをしてまいりたいと思っております。

議長（石黒永剛君） ほかにありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 7 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よって議案第 7 号、町有財産の無償貸付けについては、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

---

#### 日程第 9. 議案第 8 号 町道路線の変更について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第 9、議案第 8 号、町道路線の変更についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第8号、町道路線の変更につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今議会におきまして、町道路線の変更案件4路線を上程させていただいております。

まず、整理番号10041番、路線名、停車場福原線及び、整理番号10056番、路線名、葉草カジャ線の2路線は、佐用川河川改修事業に伴い、路線の終点及び起点が変更になる路線でございます。

次に、整理番号20437番、路線名、小赤松線及び、整理番号30119番、路線名、中安9号線の2路線は、千種川河川改修事業に伴い、路線の起点が変更になる路線でございます。

以上、4路線の町道路線の変更につきまして、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決が必要となりますので、ご承認賜りますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（石黒永剛君） これより質疑に入りますが、ただ今議題としております、議案第8号につきましては、産業厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みおきの上、質疑をお願いいたします。

議案第8号について、質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第8号は、会議規則第37条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よって議案第8号、町道路線の変更については、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

---

#### 日程第10. 議案第9号 農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第10、議案第9号、農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第9号、農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

この賦課金は、毎会計年度、共済事業を行うために必要とする事務費に充てる費用として、共済加入者に賦課するものでございます。

その内訳は、賦課総額498万4,392円、賦課単価につきましては、前年と同率とさせて

いただき、各共済事業の共済金額に対する割合として、水稻共済割を 1,000 分の 2.7、麦・家畜・畑作物共済割を 1,000 分の 5、園芸施設共済割を 1,000 分の 2 の割合に設定しようとするもので、佐用町農業共済条例第 5 条第 2 項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

ご承認を賜りますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（石黒永剛君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましては、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 9 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 9 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって議案第 9 号、農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 11. 議案第 10 号 佐用町行政手続条例の一部を改正する条例について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第 11、議案第 10 号、佐用町行政手続条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 10 号、佐用町行政手続条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

行政が行う処分や行政指導などの手続を規定する行政手続法について、国民の権利利益の保護の充実を図るため、法律に基づく行政指導を受けた者が、その指導が法律の要件に適合しないと思う場合に、行政に対し指導の中止等を求める手続きや国民が、法令違反の事実を発見した場合に、行政に対して是正の処分等を求める手続などが追加されたほか、所用の改正をし、平成 27 年 4 月 1 日から施行をされます。

この行政手続法の規定は、町の条例又は規則に基づく処分や行政指導には適用されないため、本町では同様の手続を規定する佐用町行政手続条例について、このたびの法改正により新たに加えられた事項を、町の機関が行う処分等にも適用するため、本条例の改正を

行うものでございます。

なお、税条例の改正につきましては、対応する行政手続条例の条番号の変更に伴う改正でございます。

ご承認賜われますようお願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（石黒永剛君） 提案に対する当局の説明が終わりました。  
本案につきましても、本日即決といたします。  
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 岡本義次君。

7 番（岡本義次君） この条例が改正されることによって、佐用町としては、どのような影響が想定されますか。もし、あれば示してください。

議長（石黒永剛君） 答弁願います。

〔総務課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） 影響があるかどうかどうかと言うんじゃなしに、ただ今、町長が説明しましたように、こういったことができるようになったということでもあります。

ですから、この 34 条の 2 であれば、行政指導が法律又は条令に規定する要件に適合しないと思う場合には、行政指導の中止を求めることができるという条例上の手続きを位置づけたと。

それが、例えば、33 条の 2 項であれば、行政指導をする際に相手方に行使し得る根拠を示さなければならないということを定めたと、そういったことでもありますので、佐用町がこれによってどうかというんじゃなしに、住民の方がそういったことを要求できる場面を設けたということでございます。

議長（石黒永剛君） ほかにありませんか。  
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 10 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 10 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって議案第 10 号、佐用町行政手続条例の一部

を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 12. 議案第 11 号 佐用町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第 12、議案第 11 号、佐用町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 11 号、佐用町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が 4 月 1 日に施行されることに伴い、教育長が町長、副町長と同様に常勤の特別職の職員に位置づけられることとなるため、新教育長の給料についても、町長及び副町長と同様に特別職報酬等審議会に諮問することとするための改正でございます。

ご承認いただきますようお願い申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（石黒永剛君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましても、本日即決といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 11 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 11 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって議案第 11 号、佐用町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 13. 議案第 12 号 佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第 13、議案第 12 号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 12 号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、給与条例第 2 条第 2 項の技能労務職員に関する定義の改正と、別表第 1 中の非常勤職員報酬・給料表に、笹ヶ丘荘調理員の報酬月額を新たに規定することの 2 点の改正でございます。

1 点目の技能労務職員の定義につきましては、現在は地方公務員法上の用語である単純な労務に雇用される職員としておりますが、職員組合からの要求もあり、より具体的に職種を列挙する規定とさせていただくものでございます。なお、この改正内容につきましては、職員組合との協議で合意を得ているものであります。

2 点目の笹ヶ丘荘調理員の報酬につきましては、町営宿泊施設である笹ヶ丘荘の利用増進のためには料理部門の強化が必要との判断から、有能な人材を確保するためには、それに見合う適正な報酬の支給が必要であるため、新たに規定を設けるものでございます。笹ヶ丘荘の調理員は、給食センターなど他の職場の調理員とは異なり、より高度な専門知識や特殊な技能が求められ、その取得には相当の修行期間が求められ、一朝一夕に誰にでもできるものではございません。この点を勘案して、特に報酬月額を別個に規定する必要があるものと考えております。金額につきましては、上限を月額 40 万円とし、採用する方の技能や年齢等諸条件を考慮してその都度決定していきたいと考えております。

以上、説明を申し上げます。ご承認を賜りますようお願いを申し上げ、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（石黒永剛君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

議長（石黒永剛君） これより質疑に入りますが、議案第 12 号は、総務常任委員会に付託を予定していますので、委員会付託をお含みおきの上、質疑をお願いいたします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 12 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よって議案第 12 号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することに決定しました。

---

日程第 14. 議案第 13 号 佐用町市町村運営有償運送事業費用徴収条例の一部を改正する条例について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第 14、議案第 13 号、佐用町市町村運営有償運送事業費用徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 13 号、佐用町市町村運営有償運送事業費用徴収条例の一部を改正する条例の提案理由のご説明を申し上げます。

佐用町が運営をしておりますコミュニティバスは、佐用高校や県立大附属高校への通学にも利用されているため、子育て支援策の一環として、4月からこれに通学定期を導入することといたしております。これに伴い、通学定期利用者からの費用徴収の額を規定するために、費用徴収条例の一部を改正するものでございます。

費用徴収の額につきましては、1カ月定期が 8,000 円、2カ月定期が 1 万 6,000 円、3カ月定期が 2 万 4,000 円、4カ月定期が 3 万 2,000 円といたしております。

ご承認をいただきますようお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

議長（石黒永剛君） 提案に対する当局の説明が終わりました。  
これより質疑に入りますが、議案第 13 号は、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みおきの上、質疑をお願いいたします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
ただ今、議題としております議案第 13 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よって議案第 13 号、佐用町市町村運営有償運送事業費用徴収条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。ここで休憩をとりたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとります。再開を 11 時といたします。

午前 10 時 44 分 休憩

午前 11 時 00 分 再開

議長（石黒永剛君） 休憩を解き、会議を再開します。

日程第 15. 議案第 14 号 佐用町三日月健康福祉施設条例の一部を改正する条例について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第 15、議案第 14 号、佐用町三日月健康福祉施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程いただきました議案第 14 号、佐用町三日月健康福祉施設条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本条例の改正は、けんこうの里三日月における業務のうち、源泉の枯渇やポンプの故障等のため、3 月末日をもって浴場を閉鎖することに伴い、条例改正を行うものでございます。

ご承認いただきますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（石黒永剛君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、ただ今議題としております議案第 14 号につきましては、総務常任委員会に付託を予定していますので、委員会付託をお含みおきの上、質疑をお願いいたします。

議案第 14 号について、質疑はありますか。

〔廣利君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、廣利君。

4 番（廣利一志君） 去年の秋から地元の自治会、それから住民の皆さんへの説明会、協議の場がされている今途上だというふうに、私は認識をしているんですけども、まだ、その期間、時間が必要ではないかなというふうに思いますけど、いかがでしょう。

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） 自治会長を中心に説明をさせていただいて、当然、これに対する反対という意見もありますけれども、状況から見て、浴場については、これは閉鎖をせざるを得ないということについては、大方の理解はいただいたというふうに思っております。

ですから、廣利議員が言われる途上ではないかということでもありますけれども、当然、この施設については、全てあと閉鎖をして、何かあと新たに活用するとかということの話は、全くまだしておりませんし、施設の内容的に浴場についての問題としてご理解いただいで、こういう状況の中でやむを得ないということでの提案でありますので、その点は、ご理解いただきたいと思います。

議長（石黒永剛君） ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 14 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よって議案第 14 号、佐用町三日月健康福祉施設条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することに決定しました。

---

日程第 16. 議案第 15 号 佐用町立町民体育館条例の一部を改正する条例について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第 16、議案第 15 号、佐用町立町民体育館条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 15 号、佐用町立町民体育館条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、学校規模適正化による幕山小学校及び久崎小学校の閉校に伴い、各学校の体育館を町民体育館として位置づけ、町民の皆様に開放するために、条例及び施行規則の一部を改正するものでございます。

ご承認をいただきますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（石黒永剛君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましては、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 岡本義次君。

7 番（岡本義次君） 久崎もこの 4 月から体育館も閉まるわけでございますけれども、これらの申し込み、使用する場合に申し込みと、その鍵の保管なんかは、どのような格好でされておるのかということと、今まで長谷、石井、江川、幕山、中安についても、私は、ちょっと分からないので、そこらへん、どのような格好で申し込みし、誰が鍵を保管しておるかということも含めてお示してください。

議長（石黒永剛君） 答弁願います。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（平井隆樹君） 失礼いたします。

今、町民体育館としておりますのは、長谷、平福、石井、江川、中安、大きなホテルドーム、今度、幕山と久崎をお願いしておるわけなんですけれども、この管理につきまして

は、長谷、平福、石井、江川、中安につきましては、文化情報センターで現在行っております。上月体育館は、上月体育館で受付事務を行っております。

新たに、幕山と久崎小学校の体育館につきましては、上月体育館で管理をする予定で準備をいたしております。

なお、こういう状況が起きまして、少し町民の皆さんからご意見もいただいておりますので、中安体育館につきましては、今後どうすればいいかということ、少し検討いたしまして、よりよき方向で考えていきたいと、今、検討中でございます。

鍵につきましては、江川体育館、長谷、平福、石井、江川、中安体育館につきましては、文化情報センターで鍵の貸し借りを行っております。

それから、幕山、久崎につきましては、上月体育館で管理する予定にしておりますが、できるだけ近所の方でお預かりできる方がないかということで、今、探しておるところでございますので、近くで貸し借りのできる人が見つければいいなと思っております。以上でございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、岡本義次君。

7番（岡本義次君） 佐用に、ここにありました体育館が閉鎖されてなくなったわけでございますけれど、そこで利用されておった方が、例えば、上月とかほかのどこへ、そういう流れの使用量のほうは、ちょっと変わりましたか。そこらへんはどうです。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、生涯学習課長。

生涯学習課長（平井隆樹君） 町内にたいくさん町民体育館としての施設がございますので、うまく分かれてご利用いただいております。

少し種目によって使いにくい体育館とかがありますが、内部調整でうまく納まって利用されております。

議長（石黒永剛君） ほかりありませんか。

平岡さんよろしいか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第15号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第15号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって議案第15号、佐用町立町民体育館条例の

一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 17. 議案第 16 号 佐用町夜間照明施設条例の一部を改正する条例について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第 17、議案第 16 号、佐用町夜間照明施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 16 号、佐用町夜間照明施設条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本条例の改正は、三日月中学校に設置をしております夜間照明施設について、利用者の減少により用途を廃止するための条例改正を行うものございます。

ご承認いただきますようお願いを申し上げて、説明とさせていただきます。

議長（石黒永剛君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましても、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、金谷君。

8 番（金谷英志君） 町長から利用者の減少ということであるんですけども、ここ近年の利用状況と、それからこの施設廃止する場合、施設自体はどうするのか。お伺いします。

議長（石黒永剛君） はい、答弁願います。

〔三日月支所長 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、塚崎三日月支所長。

三日月支所長（塚崎康則君） 失礼します。

近年の利用状況なんですけれども、26 年度、本年度 12 月末現在で 2 団体 190 人、それから消防の操法関係で約 1,000 人、約 3 カ月間、4、5、6 カ月の間に使っております。

それから 25 年度なんですけれども、10 人。1 団体 10 人。

24 年度、消防が 1,310 人。ほかの運動で 10 人。合わせて 1,320 人。24 年度がそういう状況になっております。

議長（石黒永剛君） よろしいですか。

答弁。

三日月支所長（塚崎康則君） 失礼しました。あとの施設なんですけれども、照明ポールが、

今、6基あります。それをどうするかということなんですけれども、これは27年度に撤去費用を見積もろうということで、今、調整をしておるところです。

議長（石黒永剛君） よろしいですか。ほかにありませんか。  
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第16号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第16号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって議案第16号、佐用町夜間照明施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第18. 議案第17号 佐用町教育研究所条例の制定について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第18、議案第17号、佐用町教育研究所条例の制定についてを議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第17号、佐用町教育研究所条例の制定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

教育研究所につきましては、以前から、同所に置く運営委員会を中心に、本町教育の振興のための調査・研究や教職員に対する研修計画を策定し実施してまいりました。

そうした中、教育の理念法である教育基本法の全面改正や昨年の地方行政の組織及び運営に関する法律の一部改正など、教育行政に関わる大きな改革がなされてきたわけでございます。

本町におきましても、平成22年度に教育の基本理念・基本方針を定めた佐用町教育振興基本計画を策定し、また、今年度に、平成27年度から向こう5年間をその期間とする、幼児教育・学校教育のみならず、社会教育を含む、第2期佐用町教育振興基本計画を策定するところでございます。

これらの改革や計画を着実に実行し、本町教育のより一層の振興を図るためには、教育研修所の位置づけと役割を明確にすることが重要であると考えているところでございます。

そうしたことから、地教行法第30条の規定に基づく、佐用町教育研究所を条例設置し、その研究所において、一つは、教育振興基本計画に示す本町教育の基本理念・基本方針、それらに基づく重点目標の研究。一つは、幼児期教育の研究・推進。一つには、教育の実態把握や学力調査の結果を分析し、教職員への指導・助言など、設置目的を達成するための事業を確実に展開をしてまいりたいと考えているところでございます。

ご承認賜わりますようお願い申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

議長（石黒永剛君） 提案に対する当局の説明が終わりました。  
これより質疑に入りますが、議案第 17 号は、総務常任委員会に付託を予定していますので、委員会付託をお含みおきの上、質疑をお願いいたします。  
質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
ただ今、議題としております議案第 17 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よって議案第 17 号、佐用町教育研究所条例の制定については、総務常任委員会に付託することに決定しました。

---

日程第 19. 議案第 18 号 佐用町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第 19、議案第 18 号、佐用町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 18 号、佐用町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定につきまして、提案のご説明を申し上げます。  
先般、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成 26 年法律第 76 号として公布され、教育行政の責任の明確化を図るため、教育委員長と教育長を一本化した新教育長を置くとされたところでございます。  
この新教育長の任命・身分等につきましては、改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、町長が議会の同意を得て任命する常勤の特別職の職員といたしております。  
教育長には地方公務員法第 35 条により職務専念義務が課せられておりますが、新教育長が特別職の職員となることから、同条の適用から外れることとなります。  
改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律のもとにおきましても、教育委員会には、教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保が引き続き求められており、その会務を総理し、委員会を代表する新教育長の職責などから、改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 11 条第 5 項に、新たに職務専念義務が規定されたところでございます。  
一方、新教育長は、教育行政に大きな権限と責任を有することとなるため、その資質・能力の向上が極めて重要であり、強い使命感を持ち、各種研修会への参加など、常に自己研さんに励む必要があることから、研修を受ける場合など、職務専念義務の特例を定める

必要があるため、本条例を制定するところでございます。

ご承認をいただきますようお願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（石黒永剛君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 18 号は、総務常任委員会に付託を予定していますので、委員会付託をお含みおきの上、質疑をお願いいたします。

質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 18 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よって議案第 18 号、佐用町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定については、総務常任委員会に付託することに決定しました。

---

#### 日程第 20. 議案第 19 号 佐用町上月保健福祉センター条例を廃止する条例について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第 20、議案第 19 号、佐用町上月保健福祉センター条例を廃止する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 19 号、佐用町上月保健福祉センター条例を廃止する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

上月保健福祉センターは、旧上月町時代の平成 11 年、町民の健康づくりを推進し、福祉サービスの活動拠点としての業務を行うため、現在の佐用町福吉に設置をされました。合併後におきましても、平成 21 年度までは健康課が、平成 22 年度からは健康福祉課健康増進室が事務所を置き、町民に密着した保健福祉サービスの総合拠点として活用をしてまいりました。

しかし、この度、第一庁舎西館の建設にあわせて佐用町保健センターの改修も行い、27 年度 4 月から保健福祉、介護予防の業務を本庁舎で一体的に行うこととしたところであります。

このことに伴い、上月保健福祉センターの用途を廃止するため、佐用町上月保健福祉センター条例を廃止するものでございます。

ご承認を賜りますようお願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（石黒永剛君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましては、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

[平岡君 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 上月保健福祉センターの用途を廃止した後の跡地活用について、どのように考えておられるのかお伺いいたします。

議長（石黒永剛君） 答弁願います。

[町長 挙手]

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） このことについては、以前にも少しお話したこともあるかもしれませんが、まだ、学校、保育所等もあります。それぞれの地域において、これからのそれぞれの施設の活用について協議を重ねてまいりたいと思っておりますけれども、町としても、ある程度の当然、こういう活用ができないかという案は、腹案はもっておりますけれども、地域の皆さんとこれから協議をして決めていきたいと、できるだけ早く、次の活用を図っていきたいと、そういうふうを考えているところでございます。

議長（石黒永剛君） ほかに質疑ありませんか。

[岡本義君 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、岡本義次君。

7 番（岡本義次君） 町が持っておられる腹案というのは、ここで話はできんのんですか。

町長（庵途典章君） 腹案でありまして、今、ここで皆さんに具体的にお話をするのは、それは、まだ時期早尚だというふうに思います。

議長（石黒永剛君） ほかにありませんか。  
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これから討論を行います。討論ありますか。

[討論なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 19 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 19 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって議案第 19 号、佐用町上月保健福祉センター条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 21. 議案第 20 号 佐用町保育園条例の一部を改正する条例について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第 21、議案第 20 号、佐用町保育園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 20 号、佐用町保育園条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正につきましては大きく 2 点の改正がございます。

1 点目は、子ども・子育て支援新制度により、児童福祉法の一部改正及び子ども・子育て支援法が施行されることに伴い、保育の利用者負担額が変更されるため、佐用町保育園条例第 7 条を改正するものでございます。

2 点目は、佐用町保育園規模適正化計画により、幕山保育園、上月保育園及び久崎保育園の 3 園が統合され、新たに上月保育園として設置をするため別表を改正するものでございます。

別表の改正につきましては、保育園の名称を改めるとともに、上月保育園においては、児童の保護者の労働時間、その他家庭の状況等により時間延長を希望される場合は、午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分までを限度として、保育時間を延長することができることを規定をいたしております。

ご承認賜りますようお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

議長（石黒永剛君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、ただ今議題としております、議案第 20 号については、産業厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みおきの上、質疑をお願いいたします。

議案第 20 号について、質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、岡本義次君。

7 番（岡本義次君） この延長の中で 18 時までと 18 時 30 分までのところがございませうけれど、どうしてそういうふうになったんですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） この保育時間につきましては、適正化の会議の中でも、特別委

員会の中でもこれまでに報告をさせていただいたと思うんですが、今回の適正化、園の数、実質少なくなるんですけど、それに伴いまして、やはり子供たちの保育の充実、サービスの充実を図っていこうということで、項目の中に一つ挙げました。

その保育サービスの充実の中でも時間を、今まででしたら8時から夕方は6時まで10時間の保育をしておりましたが、統合ができた保育園からは保育サービスの充実ということで、早朝は30分、夕方30分の延長をし、トータル11時間保育をしようということで、昨年度の佐用、それから利神保育園もそういった形に変更させていただき、今回につきましては、新上月保育園も11時間ということで条例に明記したところです。以上です。

議長（石黒永剛君） ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第20号は、会議規則第37条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よって議案第20号、佐用町保育園条例の一部を改正する条例については、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

---

#### 日程第22. 議案第21号 佐用町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第22、議案第21号、佐用町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました、議案第21号、佐用町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

国において、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する子ども・子育て支援新制度の実施が平成27年4月から予定をされております。

この新制度により、児童福祉法の一部改正及び子ども・子育て支援法が施行されることに伴い、国からの給付額や徴収すべき保育料の負担額が平成27年度から改定されるため、保育園保育料及び幼稚園保育料の改正が必要となります。この利用者負担額の改定に合わせ、就学前児童の教育と保育にかかる利用者負担額を一本化した佐用町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例を定めるものでございます。

この条例の制定によりこれまでの制度と大きく変わる点が2点ございます。

1点目として、幼稚園の保育料も、保育園の保育料とともに国が定める水準を限度として、町が規則で定めることとしたこととさせていただきます。

なお、参考資料として規則を添付をいたしておりますのでご参照をください。

2点目といたしまして、多子世帯の経済的負担の軽減施策として、従来2人以上入園し

ている場合、2人目が半額、3人目以降は保育料を無料といたしておりましたが、この度さらなる子育て施策として平成27年4月以降の保育料については、同一世帯で最年少の支給認定の子供から18歳に到達するまでの児童がいる場合、第2子以降の保育料を無料とすることとしております。

ご承認賜りますようお願い申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（石黒永剛君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、ただ今議題としております、議案第21号につきましては、産業厚生常任委員会に付託を予定していますので、委員会付託をお含みおきの上、質疑をお願いいたします。

議案第21号について、質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 岡本義次君。

7番（岡本義次君） これ利用者負担額でございますけれど、何を根拠に出されたんかいことが1点です。相対的に若干安くなって、利用者にとっては喜ばしいことかと思えますけれど。そこらへんについては、どうでしょうか。

議長（石黒永剛君） はい、答弁願います。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 利用者負担額につきましては、これはご存じのとおり国に保育料の基準額がございます。その基準額をもとに従来も各市町がそれぞれ条例、または規則等で利用者負担額を決めておりました。

今回、大きく法の改正がありましたので、国も基準が変わり町につきましても今回再度利用者負担額見直しをさせていただきまして、今回は、今までは保育園条例に入っておりましたが、今回は、利用者負担額を定める条例を新たに定めまして、そして規則でこういった形で利用者負担をうたうという形に制度改正をさせていただきました。

要するに国の基準に基づいてやっていると。

議長（石黒永剛君） ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第21号は、会議規則第37条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よって議案第21号、佐用町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定については、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

---

日程第 23. 議案第 22 号 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第 23、議案第 22 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 22 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正内容は、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得を見直すためのものと、国民健康保険税の納期ごとの分割金額の端数処理の取り扱いについて新たに規定をするものでございます。

ご承認をいただきますようお願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（石黒永剛君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 22 号は、産業厚生常任委員会に付託を予定していますので、委員会付託をお含みおきの上、質疑をお願いいたします。質疑ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 岡本義次君。

7 番（岡本義次君） 金額が若干 1 万円ほど何しておるんですけど、これ佐用町全体としてはどんなんでしょうか。どれぐらいになります。これができたことによって変わる要素。

〔住民課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 住民課長。

住民課長（岡本隆文君） 失礼いたします。

この度の条例改正につきまして、課税限度額を見直して上げている一方で、低所得者に関係しました国保税の軽減判定の見直しという両面で見えております。

議員ご質問の町の会計への影響につきましては、またこの後、提案させていただきます当初予算の中でも、また、挙がってまいりますけれども、佐用町の現状で試算しましたら、前年対比、改正によって若干 99.82 という推計が出ております。所得状況が同じということで推計いたしますと、ですから片方で上がる一方で低所得者には手厚い対応ができていのではないかなと考えております。

以上でございます。

議長（石黒永剛君） ほかに質疑ありますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 22 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生

常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よって議案第 22 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

---

日程第 24. 議案第 23 号 佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第 24、議案第 23 号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 23 号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

介護保険料は、3 年ごとに見直すことになっております。

この度、平成 27 年度から平成 29 年度の 3 カ年に見込まれる介護保険給付費に基づき必要となる保険料額を算出し、高齢化の進行、介護給付費の増大等を勘案した上で保険料率を第 1 号被保険者の所得金額等に応じた段階設定により、保険料率を規定いたしております。

この段階については、国が定める標準段階をもとに、各市町村において設定することとされており、本町も第 5 期介護保険事業計画においては、国の標準 6 段階のところ、7 段階 9 区分といたしております。平成 27 年度から平成 29 年度までの第 6 期介護保険事業計画期間については、所得水準に応じてきめ細やかな保険料設定を行う観点から、国の政令が改正され、標準段階がこれまでの 6 段階から 9 段階に見直されることとなりました。

本町の第 6 期介護保険事業計画における段階設定については、所得段階を低所得者の負担軽減に配慮した 9 段階とした保険料額といたします。

今回改正しようとする内容は、平成 27 年度から平成 29 年度の 3 カ年を期間とする第 6 期介護保険事業計画において、その介護保険料を改定し、基準保険料を年額 6 万 7,200 円、月額で 5,600 円としようとするものでございます。

また、あわせて介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な移行を行うための猶予期間を活用し、平成 27 年 4 月からの施行日を、猶予期間を設ける町長の定める日の翌日から行うことを規定するために改正しようとするものでございます。

ご承認をいただきますようお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

議長（石黒永剛君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 23 号は、産業厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みおきの上、質疑をお願いいたします。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 岡本義次君。

7番（岡本義次君） 金額はそれぞれ変わっていくわけなんですけれど、個人とか全体ではどのように変わりますか。

議長（石黒永剛君） 答弁。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） ちょっとご質問の内容を、どう答えていいのか、ちょっと分からないんですけど。

7番（岡本義次君） ここ金額が若干変わりましたはね。その変わったことによって、個人が負担する場合の金額がどれくらい変わってくるのかということと、佐用町全体としてはどうなのかということを、ちょっと問うておるんです。

議長（石黒永剛君） 分かりますか。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） 当然、今、説明させていただいたとおり、これまで5,100円だった標準額を5,600円にさせていただくという、これ全体として、そういう基準です。

それに基づいて、今度は9段階に分けて、それぞれ軽減をしていくということでありまして、その額については、その表に出させていただいたとおりであります。

だから、当然これからの介護保険の給付を、介護保険制度を持続していくために、一応、必要額というものを算定をさせていただいたということでありまして、これまでよりかこの分上がると。総額としては、保険料は上がってきますけれども、それに伴って給付も増えているということでありまして。

議長（石黒永剛君） ほかに質疑ありますか。手が今、挙がりましたか。

7番（岡本義次君） ですから、その上がることによって、佐用町としては全体でどれくらい変わってくるのかということを課長に、ちょっと問おうとしたんです。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 額は、先ほど、町長言われましたように、各区分がありまして9段階、基準額については5,600円。年間でいきますと6万7,200円と基準額の人になる。階層別ですので、それぞれ所得が収入金額によって、それぞれ違いますので、その総

額が、要するに第1号の被保険者の保険料という形になろうかと思えます。

ただ、今回の5,600円を見込んだのは、これは県下、全国の各市町もそうなんです、今後、27年から29年の介護保険第6期計画のもとで、介護給付費がどれだけ伸びるか、下がるか、それも国が今回出しました介護報酬の2.7パーセントの減額ですか。そういうのも含め、今後の利用率の伸びも計算し、3年間の保険料がそれぞれフィフティフィフティ、5割5割のそれぞれ負担が賄える、その金額をはじき出したのが、今回の基準額5,600円ということですので、ご理解をお願いします。

議長（石黒永剛君） よろしいですね。ほかにありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第23号は、会議規則第37条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よって議案第23号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例については、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

---

日程第25. 議案第24号 佐用町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第25、議案第24号、佐用町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました、議案第24号、佐用町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

平成25年6月7日に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が制定をされたことにより、介護保険法の一部が改正され、従来は厚生労働省が省令で定めるものとされていた地域包括支援センターが行う要支援認定者のケアプラン作成等の指定介護予防支援に関する基準を市町村が条例で定めることとされたため、本条例を制定するものでございます。

ご承認賜いただきますようお願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（石黒永剛君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第24号は、産業厚生常任委員会に付託を予定していますので、委員会付託をお含みおきの上、質疑をお願いいたします。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、どうぞ、岡本義次君。

7番（岡本義次君） この18条にうたっております1項から6項まで、こういうふうなことは、今までは全然あれしてなかったということなんでしょうかね。  
これ新たに、こういうふうにつけ加えて。

議長（石黒永剛君） はい、答弁願います。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい。

健康福祉課長（森下 守君） 今回の条例の制定につきましては、国の省令等によりまして、その人員の配置基準、こういった条例を各市町村で定めるものということで、今回、佐用町においても、そうした指定介護の予防施設、支援施設等の人員を配置するものであって、その中で、今までの条例改正を申し上げましたけど、従うべき基準、それから標準基準、それから参酌する基準等を、それぞれ町でも検討させていただいて、今回の条例の制定になっています。

なお、運営規程等につきましては、参酌をさせていただいて、今回、町独自の運営規程、または記録の整備の年限等を今回条例に制定させていただいたという状況です。

議長（石黒永剛君） ほかに質疑ありますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第24号は、会議規則第37条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よって議案第24号、佐用町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定については、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

---

日程第26. 議案第25号 佐用町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第26、議案第25号、佐用町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 　　ただ今、上程をいただきました、議案第 25 号、佐用町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

　　介護保険法施行規則等が一部改正され、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、本条例を改正するものでございます。

　　ご承認賜りますようお願い申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

議長（石黒永剛君） 　　提案に対する当局の説明が終わりました。

　　これより質疑に入りますが、議案第 25 号は、産業厚生常任委員会に付託を予定していますので、委員会付託をお含みおきの上、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石黒永剛君） 　　ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

　　ただ今、議題としております議案第 25 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） 　　ご異議なしと認めます。よって議案第 25 号、佐用町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

---

日程第 27. 議案第 26 号 佐用町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議長（石黒永剛君） 　　続いて日程第 27、議案第 26 号、佐用町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

　　提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 　　それでは、ただ今、上程をいただきました、議案第 26 号、佐用町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

　　介護保険法施行規則等が一部改正され、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正をされたため、本条例を改正するものでございます。

　　ご承認いただきますようお願い申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

議長（石黒永剛君） 提案に対する当局の説明が終わりました。  
これより質疑に入りますが、議案第 26 号は、産業厚生常任委員会に付託を予定していますので、委員会付託をお含みおきの上、質疑をお願いいたします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
ただ今、議題としております議案第 26 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よって議案第 26 号、佐用町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

---

#### 日程第 28. 議案第 27 号 佐用町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第 28、議案第 27 号、佐用町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例についてを議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました、議案第 27 号、佐用町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。  
この度、保健福祉業務を本庁に集約し、平成 27 年 4 月より保健福祉、介護予防等の業務を本庁舎で一体的に行うこととなりました。このことに伴い、平成 18 年から上月保健福祉センターに設置をしておりました佐用町地域包括支援センターにつきましても、本庁舎に事務所の位置を変更しようとするものでございます。  
また、条例で引用している介護保険法が一部改正され、条ずれが生じたので、あわせて改正するものでございます。  
ご承認をいただきますようお願い申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

議長（石黒永剛君） 提案に対する当局の説明が終わりました。  
本案につきましては、本日即決とします。  
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これから討論を行います。討論ありますか。

[討論なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 27 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 27 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって議案第 27 号、佐用町地域包括支援センター  
一条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 29. 議案第 28 号 佐用町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例  
の制定について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第 29、議案第 28 号、佐用町地域包括支援センターの設  
置者が遵守すべき基準に関する条例の制定についてを議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

[町長 庵逄典章君 登壇]

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました、議案第 28 号、佐用町地域包括支  
援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定につきまして、提案のご説明を  
申し上げます。

本町では、住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援し、介護保険法第 115  
条の 45 第 1 項の地域支援事業のうち包括的支援事業を一体的に実施することを目的とす  
る地域包括支援センターを設置いたしております。

平成 25 年 6 月 7 日に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための  
関係法律の整備に関する法律が制定をされたことにより、介護保険法が一部改正され、こ  
れまで国の基準において定められていた地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該  
職員の員数及びその他の事項について、条例で定めることとなりました。

これを受け、佐用町においても佐用町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準  
に関する条例を制定しようとするものでございます。

ご承認賜りますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（石黒永剛君） 提案に対する当局の説明が終わりました。  
これより質疑に入りますが、議案第 28 号は、産業厚生常任委員会に付託を予定してい  
ますので、委員会付託をお含みおきの上、質疑をお願いします。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
ただ今、議題としております議案第 28 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生  
常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よって議案第 28 号、佐用町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定については、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

---

日程第 30. 議案第 29 号 佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第 30、議案第 29 号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 29 号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

このたびの一部改正は、農業災害補償法施行規則の一部が改正をされたことに伴う園芸施設共済における補償の拡充と畑作物共済の共済金算出方法などについて、佐用町農業共済条例の改正を行う必要が生じたための改正でございます。

園芸施設共済の改正内容は、農家選択による補償の追加、撤去費用の対象の拡充などであり、畑作物共済の改正内容は、国が定める単位当たりの共済金額を加入者の申出により変更できるとするものでございます。

ご承認をいただきますようお願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（石黒永剛君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 29 号は、産業厚生常任委員会に付託を予定していますので、委員会付託をお含みおきの上、質疑をお願いいたします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 29 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よって議案第 29 号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例については、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

---

日程第 31. 議案第 30 号 佐用町営住宅条例の一部を改正する条例について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第 31、議案第 30 号、佐用町営住宅条例の一部を改正す

る条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 　　ただ今、上程いただきました議案第 30 号、佐用町営住宅条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

　　今回の改正は、米田改良住宅の 10 棟 20 戸のうち、空き家 3 棟 6 戸の除却と、住宅すべてが空き家となりました手布住宅 1 棟 2 戸の除却に伴う管理戸数の変更により佐用町営住宅条例の一部を改正するものであります。

　　ご承認を賜われますようお願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（石黒永剛君） 　　提案に対する当局の説明が終わりました。

　　本案につきましては、本日即決とします。

　　これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 　　岡本義次君。

7 番（岡本義次君） 　　撤去された跡地の利用については、どのように考えていらっしゃいますか。

議長（石黒永剛君） 　　答弁。

〔町長「課長」と呼ぶ〕

議長（石黒永剛君） 　　課長、高見課長。

商工観光課長（高見寛治君） 　　今後、調整をとりまして考えていきたいと思っております。

議長（石黒永剛君） 　　ほかにありませんか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 　　はい、岡本義次君。

7 番（岡本義次君） 　　三日月の住宅についても、何か希望者があれば売却していきたいというような話も、前に聞いたわけでございますけれど、そういうような、買われる人と買われない人あったら、でこぼこというのか、そこらへんの後残った土地が不規則いうのか、変形になると思うんです。そこらへんについては、どんなんでしょう。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 　　商工観光課長。

商工観光課長（高見寛治君） 除却してできた、その土地につきましては、全体的なことを考えまして、全体的に有効利用ができるような格好で調整をしてみたいと思っております。

議長（石黒永剛君） ほかに質疑ありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 平岡さん。

13 番（平岡きぬゑ君） 今回は、米田と手布、それぞれ変更されたんですが、なくしたということですけど、ほかの建物も年数が建設からかなり過ぎているものとか、そういう町全体の町営住宅のあり方についての計画というか、そういうものについては、どのように考えておられるのか、お伺いします。

議長（石黒永剛君） 答弁願います。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、高見課長。

商工観光課長（高見寛治君） 町全体の町営住宅の関係につきましては、平成 25 年に町営住宅の長寿命化計画を立てております。その中で、建設年度等勘案しまして計画的に補修していくもの、除却していくものというのをしておりますので、それに基づきまして、管理するもの、除却していくものというのを計画的に進めてまいりたいと思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 既存の町営住宅については、そういう長寿命化の計画のもとに管理されるということなんですけれども、過疎化の対応として、新たな住宅の建設であるとか、そういうのは、ここでは適切な質問かどうかあれなんですけど、そういった点で、町としての住宅の計画なんですけれども、それについては、どのようにされているか。

合併まで旧町ごとには、それぞれ計画があったんですけど、合併後の全体の計画については、詳しく伺っていないので、その点、お伺いしたいんです。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 高見商工観光課長。

商工観光課長（高見寛治君） 合併する前には、それぞれの旧町でマスタープランというのを作成されていたと思っておりますが、新町になりましてからは、マスタープランは作成をしておりません。

ただ、新しい町営住宅の建設等につきましては、今後、大きな資本投下になりますので、よく検討をしていただいて、その取り組みを進めていきたいと思っております。

議長（石黒永剛君）           ほかにありませんか。  
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（石黒永剛君）           ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 30 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 30 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石黒永剛君）           挙手、全員です。よって議案第 30 号、佐用町営住宅条例の一部を  
改正する条例については、原案のとおり可決されました。  
ここでお諮りします。昼食等のため休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君）           ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開は午後 1  
時 30 分といたします。

午後 00 時 02 分 休憩

-----  
午後 01 時 30 分 再開

議長（石黒永剛君）           それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

- 
- 日程第 32. 議案第 31 号 平成 26 年度佐用町一般会計補正予算案（第 7 号）の提出について  
日程第 33. 議案第 32 号 平成 26 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出  
について  
日程第 34. 議案第 33 号 平成 26 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 3 号）の提出  
について  
日程第 35. 議案第 34 号 平成 26 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 4 号）の提出につ  
いて  
日程第 36. 議案第 35 号 平成 26 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 4 号）の提出につい  
て  
日程第 37. 議案第 36 号 平成 26 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出  
について  
日程第 38. 議案第 37 号 平成 26 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第  
3 号）の提出について  
日程第 39. 議案第 38 号 平成 26 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）の

提出について

日程第 40. 議案第 39 号 平成 26 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 4 号）の提出について

日程第 41. 議案第 40 号 平成 26 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について

日程第 42. 議案第 41 号 平成 26 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）の提出について

議長（石黒永剛君） 次は日程第 32 に入ります。

日程第 32 から日程第 42 については一括議題とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 32、議案第 31 号、平成 26 年度佐用町一般会計補正予算案（第 7 号）の提出についてから、日程第 42、議案第 41 号、平成 26 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）の提出についてまでを一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました平成 26 年度一般会計並びに各特別会計補正予算について、議案第 31 号から議案第 41 号まで一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 31 号、佐用町一般会計補正予算（第 7 号）からご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,915 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 133 億 8,849 万 7,000 円に改めるものでございます。

今回の補正は、国の平成 26 年度補正予算・緊急経済対策により、まち・ひと・しごとの創生に向けた総合戦略の先行的実施により地域活性化事業を追加しております。町においても予算を切れ目なく執行できるよう 8,808 万 2,000 円の事業費を計上し、新年度予算と一体化した予算を編成をいたしております。

その中身につきまして、第 1 表、歳入歳出予算補正によりまして説明を申し上げます。

まず、歳入から説明いたします。予算書 1 ページをご覧ください。

町税につきましては 1,770 万 9,000 円の減額でございます。うち、町民税におきましては 1,813 万 9,000 円の減額でございます。軽自動車税におきましては、43 万円の増額を見込んでおります。

地方交付税は 618 万 5,000 円の増額で、国の補正予算に伴う普通交付税の調整率分の追加交付でございます。

分担金及び負担金につきましては 1,041 万 4,000 円の減額でございます。うち、分担金につきましては 344 万 3,000 円の減額で、町単独治山事業分担金などの精算見込みでございます。負担金におきましては 697 万 1,000 円の減額。児童福祉施設費負担金、にしはりま環境事務組合負担金などの実績見込みに基づくものでございます。

使用料及び手数料につきましては 1,000 円の増額で、行政財産使用料の追加計上でございます。

国庫支出金につきましては 9,576 万 7,000 円の増額であります。うち、国庫負担金におきましては 2,642 万 7,000 円の減額で、児童手当国庫負担金などでございます。国庫補助

金におきましては1億2,219万4,000円の増額。国の補正予算に伴う増額が主なものでございます。

県支出金につきましては5,123万8,000円の減額でございます。うち、県負担金におきましては634万7,000円の減額で、児童手当県負担金などがございます。県補助金におきましては4,081万3,000円の減額。基盤整備促進事業補助金、県単独補助治山事業補助金の精算見込みによる減額などがございます。委託金におきましては407万8,000円の減額。衆議院議員選挙及び最高裁判官国民審査の精算見込みによる減額などがございます。

財産収入につきましては2,321万8,000円の増額であります。うち、財産運用収入におきましては2,306万8,000円の増額で、財政調整基金預金利子など収入見込額に応じて利子を増額いたしております。財産売払収入におきましては15万円の増額で、三日月第1機動分団の車両更新に伴う車両売払代金でございます。

寄附金につきましては39万7,000円の増額で、一般寄附金でございます。

繰入金につきましては74万8,000円の増額でございます。うち、特別会計繰入金におきましては234万2,000円の減額で、久崎財産区議会議員選挙の精算見込みによる繰入金でございます。基金繰入金におきましては309万円の増額で、災害復興基金でございます。

諸収入につきましては699万8,000円の増額でございます。うち、延滞金加算金及び過料におきましては1,200万円の増額。町預金利子におきましては3万6,000円の増額。雑入におきましては503万8,000円の減額で、消防団員退職報償金受入金、次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金などが主なものでございます。

町債につきましては480万円の減額でございます。過疎地域自立促進事業債は、ソフト分の限度額超過分を増額。庁舎建設等整備事業、道路新設改良事業などの合併特例事業債におきましては、実績見込みによる減額でございます。

次に、歳出でございますが、国の補正予算に伴う追加事業以外は、実績見込み、あるいは精算見込みによる整理が主な内容でございます。

総務費につきましては9,786万1,000円の増額でございます。うち、総務管理費におきましては1億473万4,000円の増額で、地域住民生活等緊急支援交付金の地域消費喚起・生活支援型、地方創生先行型事業や地域経済循環創造交付金事業を追加計上いたしております。徴税費におきましては168万4,000円の減額で、滞納処分鑑定評価委託料などの実績見込みによるものでございます。選挙費におきましては504万円の減額で、衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査、久崎財産区議会議員選挙の精算によるものでございます。統計調査費におきましては、予算整理によって14万9,000円を減額をいたしております。

民生費につきましては7,546万9,000円の減額でございます。うち、社会福祉費におきましては2,996万円の減額で、臨時福祉給付金や国民健康保険特別会計繰出金などがございます。児童福祉費におきましては4,549万3,000円の減額で、児童手当など実績見込みによるものでございます。国民年金事務取扱費におきましては1万6,000円の減額で、人件費でございます。

衛生費につきましては3,478万4,000円の減額でございます。うち、保健衛生費におきましては2,944万5,000円の減額で、簡易水道事業特別会計、生活排水処理事業特別会計への繰出金が主なものでございます。清掃費におきましては533万9,000円の減額で、資源回収ステーションの設置補助金などを減額いたしております。

農林水産業費につきましては6,089万円の減額でございます。うち、農業費におきましては3,554万3,000円の減額。野生動物防護柵設置費補助金、那手地区土地改良事業共同施行補助金など、事業の実績見込み、あるいは精算見込みによる減額でございます。林業費におきましては2,534万7,000円の減額。町行造林事業委託料、町単独間伐事業補助金

などの実績見込みによる減額でございます。

商工費につきましては338万3,000円の減額。中小企業者支援事業資金融資利子補給金などの実績見込みによる減額が主な内容でございます。

土木費につきましては1億3,141万3,000円の減額でございます。うち、土木管理費におきましては864万2,000円の減額で、急傾斜地崩壊対策事業負担金などの実績見込みでございます。道路橋梁費におきましては1億39万円の減額。道路新設事業では、事業の進捗状況による翌年度への振りかえや、橋梁新設改良事業費では、精算見込みによる減額でございます。下水道費におきましては2,242万9,000円の減額で、特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰出金でございます。住宅費におきましては4万8,000円の増額で、町営住宅除却に伴う高度情報通信網工事負担金の追加計上でございます。

消防費につきましては3,456万6,000円の減額で、西はりま消防組合負担金や退職消防団員報償金が主なものでございます。

教育費につきましては794万3,000円の減額でございます。うち、教育総務費におきましては695万4,000円の減額で、地方交付税栄粟市配分金など実績見込みによる予算整理でございます。小学校費におきましては40万円の増額で、教材用の備品購入などがございます。社会教育費は193万円の減額で、歴史的環境保存施設整備補助金などの減額が主な内容でございます。保健体育費におきましては54万1,000円の増額で、私立幼稚園給食受入施設整備補助金などがございます。

災害復旧費につきましては140万9,000円の減額で、公共土木施設災害復旧費でございます。

公債費につきましては1億6,533万6,000円の増額でございます。うち、元金におきましては1億9,035万円の増額。利子におきましては2,501万4,000円の減額でございます。

諸支出金につきましては1億3,581万3,000円の増額でございます。うち公営企業費におきましては5万円、基礎年金拠出金繰出金の増額でございます。基金費におきましては1億3,576万3,000円の増額。財政調整基金など各種基金積立金でございます。うち、任意積み立てでは、過疎地域自立振興基金1億1,430万円。そのほかは基金利子等、運用益金に係る積立金の予算整理でございます。

次に、繰越明許費の追加でございますが、第2表、繰越明許費補正によりまして説明を申し上げます。5ページをご覧ください。

地域住民生活等緊急支援交付金事業の地域消費喚起・生活支援型、地方創生先行型それぞれ4,288万2,000円、4,520万円。庁舎増築等事業1億1,666万9,000円。平成21年台風第9号災害復興モニュメント設置事業858万6,000円。地域経済循環創造事業5,000万円。社会保障・税番号制度システム整備事業の総務費、民生費それぞれ290万5,000円、671万1,000円。道路新設改良事業4,395万円。橋梁新設改良事業1,897万1,000円。それぞれの事業につきまして、地方自治法第213条に規定による繰越明許費の金額を設定するものでございます。

次に、地方債の変更でございますが、第3表、地方債補正によりましてご説明申し上げます。同じく5ページでございます。

地方債の変更は、過疎地域自立促進事業におきまして、借入限度額の超過が認められたため、限度額を2億2,860万円に改めております。

以上で、佐用町一般会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に議案第32号、平成26年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,034万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億5,768万5,000円に、改めるものでござい

ます。

まず、歳入から説明を申し上げます。予算書1ページをご覧ください。

国民健康保険税につきましては1,748万円の減額で、現年課税分の実績見込みによるものでございます。

国庫支出金につきましては3,272万円の減額で、医療費及び拠出金等の実績見込みによる国庫負担金の減額でございます。

療養給付費等交付金につきましては4,985万3,000円の減額で、保険給付費の実績見込みによるものでございます。

県支出金につきましては152万8,000円の減額でございます。うち、県負担金は68万8,000円の減額で、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金を国庫負担金と同額を増減調整。県補助金は84万円の減額で、医療費等の実績見込みに基づく減額でございます。

共同事業交付金につきましては8,732万9,000円の増額で、高額医療費共同事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金の実績見込みによるものでございます。

財産収入は5万6,000円の増額で、財産運用収入におきまして、保険給付費準備基金の利子分でございます。

繰入金につきましては614万8,000円の減額で、他会計繰入金の職員給与費等繰入金、その他一般会計繰入金の実績見込によるものでございます。

次に、歳出についてのご説明を申し上げます。2ページをご覧ください。

総務費につきましては38万1,000円の減額であります。総務管理費は30万9,000円の減額。運営協議会費は7万2,000円の減額で、人件費及び事務費の実績見込みによる予算整理でございます。

保険給付費につきましては2,300万円の減額で、療養諸費におきましては一般被保険者及び退職被保険者等療養給付費、一般被保険者療養費の増減調整分を計上いたしております。

共同事業拠出金につきましては471万1,000円の増額で、事業の実績見込による予算整理でございます。

保健事業費につきましては203万円の減額で、特定健康診査等事業費180万5,000円減額、保健衛生普及費22万5,000円の減額、いずれも事業の実績見込による予算整理でございます。

基金積立金につきましては5万6,000円の増額でございます。

諸支出金は30万円の増額で、償還金及び還付加算金、保険税還付金の増額でございます。

次に、繰越明許費の追加でございますが、第2表、繰越明許費補正により、説明をいたします。2ページをご覧ください。

社会保障・税番号制度システム整備事業215万9,000円について、地方自治法第213条に規定する繰越明許費の金額を定めるものでございます。

以上、国民健康保険特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第33号、平成26年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ158万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,771万4,000円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明を申し上げます。予算書1ページをご覧ください。繰入金につきまして、事業完了に伴う他会計繰入金におきましては158万8,000円の減額でございます。

次に歳出についてでございますが、総務費につきましては、電算システム更新の実績によ

る不用額 158 万 8,000 円の減額でございます。

次に、繰越明許費の追加でございますが、第 2 表、繰越明許費補正により、説明を申し上げます。1 ページをご覧ください。社会保障・税番号制度システム整備事業 186 万 7,000 円につきまして、地方自治法第 213 条の規定による繰越明許費の金額を定めるものでございます。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第 34 号、平成 26 年度佐用町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 278 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21 億 8,900 万円に改めるものでございます。

その中身につきまして、歳入歳出予算補正により、説明を申し上げます。

まず、歳入から説明をいたします。1 ページをご覧ください。

国庫支出金につきましては 52 万 2,000 円の減額でございます。うち、国庫負担金におきましては、介護給付費負担金 22 万 4,000 円の増額。国庫補助金におきましては、74 万 6,000 円の減額で、介護保険システム改修費補助金の減額が主なものでございます。

県支出金につきましては 22 万 4,000 円の減額でございます。内容は、介護給付費負担金の減額でございます。

財産収入につきましては 5,000 円の増額であります。内容は、介護保険給付費準備基金預金利子の増額であります。

繰入金につきましては 204 万 5,000 円の減額であります。内容は、事務費繰入金の減額でございます。

次に歳出であります。総務費につきましては 279 万 1,000 円の減額であります。内容は、総務管理費において、介護システム改修委託料を 149 万 1,000 円、介護認定審査会費において 130 万円をそれぞれ減額をいたしております。

保険給付費につきましては、介護サービス等諸費が 70 万円の減額、高額介護サービス等費が 70 万円の増額であります。

基金積立金 5,000 円の増額は、介護給付費準備基金預金利子収入の増額に伴うものであります。

次に、繰越明許費の追加でございますが、第 2 表、繰越明許費補正により、説明を申し上げます。2 ページをご覧ください。社会保障・税番号制度システム整備事業 268 万 5,000 円につきましては、地方自治法第 213 条に規定する繰越明許費の金額を定めるものでございます。

以上で、介護保険特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 35 号、平成 26 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算（第 4 号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 51 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 3,069 万 5,000 円に改めるものでございます。

その中身につきましては、歳入歳出予算補正により、説明を申し上げます。

まず、歳入からご説明申し上げます。1 ページをご覧ください。事業収入につきましては 89 万 7,000 円の増額であります。内容は、入所者数の変動等により、生活扶助費で 98 万円の減額、施設事務費では 187 万 7,000 円の増額をいたしております。

繰入金では、一般会計からの繰入金 140 万 9,000 円を減額いたしております。

次に歳出でございますが、民生費につきましては 51 万 2,000 円の減額であります。うち、老人ホーム費におきまして、一般管理費 31 万 3,000 円、運営費 19 万 9,000 円をそれぞれ

減額をいたしております。

以上、朝霧園特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 36 号、平成 26 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,606 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 3,863 万 4,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明を申し上げます。予算書 1 ページをご覧ください。使用料及び手数料につきましては、使用料 817 万 7,000 円の減額で、決算見込によるものでございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 965 万 7,000 円の減額で、精算見込みによるものでございます。

諸収入につきましては、雑入 246 万 6,000 円の増額で、河川改修関連事業による送配水管移転補償費等各事業の精算見込みによるものでございます。

町債につきましては 1,070 万円の減額で、同じく対象事業の精算見込みによるものでございます。

次に歳出でございますが、簡易水道事業費につきましては 2,606 万 8,000 円を減額いたしております。うち、管理費におきましては 1,289 万 4,000 円の増額で、基金費において、今年度実施中の真盛水源機能回復工事の県補償費のうち、維持管理費増加分に係る補償費 1,305 万 8,000 円を財政調整基金積立金として、増額補正をいたしております。

建設改良費におきましては 3,896 万 2,000 円の減額で、26 年度事業の精算見込み、河川改修関連事業において県光都土木事務所との協議調整等により、委託料 490 万 3,000 円、工事請負費 3,405 万 9,000 円をそれぞれ減額補正をいたしております。

次に繰越明許費の追加でございますが、第 2 表、繰越明許費補正によりましてご説明申し上げます。2 ページをご覧ください。簡易水道事業費の建設改良費で、徳久バイパス管渠移設工事費 1,500 万円につきましては、地方自治法第 213 条に規定する繰越明許費の金額を定めるものでございます。

以上で、簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 37 号、平成 26 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6,784 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10 億 9,628 万 1,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明いたします。予算書 1 ページをご覧ください。使用料及び手数料につきましては、使用料 530 万 7,000 円の減額で、決算見込みによるものでございます。

国庫支出金につきましては、国庫補助金 74 万 4,000 円の増額で、精算見込みによるものでございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 2,242 万 9,000 円の減額でございます。

諸収入につきましては、雑入 3,265 万 4,000 円の減額で、河川改修関連事業に伴う管渠移設補償費の実績及び精算見込みによるものでございます。

町債につきましては、公共下水道債 820 万円の減額で、県光都土木事務所との協議により、徳久バイパス管渠移設工事、多賀橋管渠移設工事が補償対象となったことによる減額が主なものでございます。

次に歳出でございますが、公共下水道事業費につきまして 6,784 万 6,000 円の減額でございます。うち、管理費におきましては 2,092 万円の減額で、一般管理費、現場管理費において、実績及び精算見込みによるものでございます。

事業費におきましては 4,692 万 6,000 円の減額で、河川改修関連事業等による管渠移設

補償工事等の実績及び精算見込みによる委託料 555 万 2,000 円、工事請負費 4,137 万 4,000 円をそれぞれ減額補正をいたしております。

次に、繰越明許費の追加でございますが、第 2 表、繰越明許費補正によりましてご説明申し上げます。2 ページをご覧ください。特定環境保全公共下水道事業、久崎地区管渠移設工事費 900 万円につきまして、地方自治法第 213 条に規定する繰越明許費の金額を定めるものでございます。

以上で特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についての提案説明とさせていただきます。

次に、議案第 38 号、平成 26 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算（第 2 号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,391 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 2,443 万 8,000 円に改めるものであります。

まず、歳入から説明をいたします。予算書 1 ページをご覧ください。使用料及び手数料につきましては、使用料 262 万 4,000 円の減額で、決算見込みに基づくものでございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 1,014 万 4,000 円の減額でございます。

繰越金につきましては、繰越金 85 万 3,000 円の増額で、前年度決算の確定によるものでございます。

諸収入につきましては、雑入 200 万円の減額で、町道大願寺本位田線道路改良工事に伴う浄化槽移設費の減によるものでございます。

次に歳出であります。生活排水処理事業費につきまして 1,391 万 5,000 円の減額であります。うち、浄化槽管理費におきましては 225 万 5,000 円の減額で、公課費において、平成 25 年度消費税の確定による減額でございます。浄化槽事業費におきましては 200 万円の減額で、道路管理者との協議により合併浄化槽設置が不用となったことによるものでございます。農業集落排水施設管理費につきましては 966 万円の減額で、処理場施設の機器設備修繕、国道県道等のマンホール周りの舗装修繕等の維持に係る委託料 264 万 4,000 円、工事請負費 750 万円を実績見込みに基づきそれぞれ減額補正をいたしております。

以上、生活排水処理事業特別会計補正予算（第 2 号）の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 39 号、平成 26 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算（第 4 号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 66 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 1,505 万円に改めるものであります。

まず、歳入からご説明申し上げます。予算書 1 ページをご覧ください。使用料及び手数料につきましては、野外活動センターの使用料 50 万円の減額で、グループ用ロッジ使用料の実績見込みに基づく減額であります。

財産収入の財産運用収入につきましては 1,000 円の増額で、整備基金預金利子の決算見込みによるものであります。

繰入金につきましては、一般会計からの繰入金で 1 万 1,000 円の減額であります。

諸収入につきましては、雑入 15 万 8,000 円の減額で、シーツ使用料 19 万円、ロッジ利用料 40 万円、天文台公園運営費委託金 15 万 1,000 円の減額と天文台公園運営費委託金 58 万 3,000 円の増額であります。

次に歳出であります。教育費におきましては 66 万 9,000 円の減額でございます。グループロッジ運営費におきまして、消耗品費及び寝具レンタル料の減額や天文台公園運営費におきまして、過不足調整が主なものでございます。

諸支出金につきましては、基金費 1,000 円の増額でございます。基金預金利子の確定に

伴うものであります。

以上で、西はりま天文台公園特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 40 号、平成 26 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算（第 2 号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 365 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 3,457 万 5,000 円に改めるものであります。

まず、歳入からご説明申し上げます。笹ヶ丘荘事業収入につきましては 365 万円の増額で、全額が事業収入で、使用料の実績見込みに基づくものでございます。

次に、歳出であります。笹ヶ丘荘費につきましては 365 万円の増額で、全額が笹ヶ丘荘管理運営費で、その内容は、実績見込みに基づく需用費の増額で、消耗品費、燃料費、電気料、修繕料、賄材料費などの増額でございます。

以上で笹ヶ丘荘特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

続きまして議案第 41 号、平成 26 年度佐用町水道事業会計補正予算（第 2 号）についての説明を申し上げます。

今回の補正の主な理由は、平成 26 年度事業計画の精算見込みを確定させるもので、河川改修事業において、県光都土木事務所河川復興室との協議調整により、久崎工業団地水源工事の県施工への変更、大酒・久崎取水施設新設工事、新笹ヶ丘橋右岸水道管移設工事等に係る委託料、工事請負費の補正が主なものであります。

第 2 条の収益的収入及び支出において、収入の第 1 款、水道事業収益の第 2 項、営業外収益を 2,595 万円の減額。第 3 項、特別利益を 295 万円増額し、水道事業収益の総額を 1 億 9,321 万 5,000 円に。支出の第 1 款、水道事業費用の第 2 項、営業外費用を 4,368 万 5,000 円の減額。第 3 項、特別損失を 295 万円増額し、水道事業費用の総額を 3 億 3,667 万 2,000 円に改めるものでございます。

次に、第 3 条の資本的収入及び支出において、収入の第 1 款、資本的収入の第 1 項、企業債を 500 万円の減額。第 3 項、他会計負担金を 300 万円の減額。第 9 項、工事負担金を 3 億 1,423 万 3,000 円減額し、資本的収入の総額を 4 億 9,339 万円に。支出の第 1 款、資本的支出の第 1 項、建設改良費を 3 億 6,833 万円減額をし、資本的支出の総額を 5 億 4,286 万円に改めるものであります。

次に、第 4 条、予算第 7 条に定めた経費の金額につきまして、営業外費用、建設改良費の経費の流用の総額をそれぞれ 6,878 万 9,000 円と 4 億 8,960 万円に補正をいたしております。

最後に第 5 条、他会計からの補助金については、基礎年金拠出金分 40 万 8,000 円とあるのを 45 万 8,000 円に改めております。

以上で、水道事業会計補正予算（第 2 号）の提案の説明とさせていただきます。

以上で、議案第 31 号から議案第 41 号までの補正予算につきまして、説明をさせていただきました。十分ご審議の上、ご承認を賜われますようによりしくお願いを申し上げます。提案の説明を終わらせていただきます。

議長（石黒永剛君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題としております議案第 31 号から議案第 41 号につきましては、3 月 13 日の本会議で質疑、討論、採決を予定していますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君）

ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

- 
- 日程第 43. 議案第 42 号 平成 27 年度佐用町一般会計予算案の提出について  
日程第 44. 議案第 43 号 平成 27 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案の提出について  
日程第 45. 議案第 44 号 平成 27 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出について  
日程第 46. 議案第 45 号 平成 27 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の提出について  
日程第 47. 議案第 46 号 平成 27 年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出について  
日程第 48. 議案第 47 号 平成 27 年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出について  
日程第 49. 議案第 48 号 平成 27 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出について  
日程第 50. 議案第 49 号 平成 27 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出について  
日程第 51. 議案第 50 号 平成 27 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出について  
日程第 52. 議案第 51 号 平成 27 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出について  
日程第 53. 議案第 52 号 平成 27 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出について  
日程第 54. 議案第 53 号 平成 27 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出について  
日程第 55. 議案第 54 号 平成 27 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出について  
日程第 56. 議案第 55 号 平成 27 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出について  
日程第 57. 議案第 56 号 平成 27 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出について  
日程第 58. 議案第 57 号 平成 27 年度佐用町水道事業会計予算案の提出について

議長（石黒永剛君） 続いて、日程第 43 に入りますが、日程第 43 から日程第 58 についても一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よって日程第 43、議案第 42 号、平成 27 年度佐用町一般会計予算案の提出についてから、日程第 58、議案第 57 号、平成 27 年度佐用町水道事業会計予算案の提出についてまでを一括議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 42 号から議案第 57 号、平成 27 年度佐用町一般会計並びに各特別会計予算につきまして一括議題とされたので、非常に長くなりますけれども、順次提案の説明をさせていただきます。

まず、議案第 42 号、平成 27 年度佐用町一般会計予算の提案をご説明いたします。

予算第 1 条のとおり、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 131 億 4,383 万 1,000 円、対前年度比 4 億 2,359 万円、3.3 パーセントの増加でございます。本年度は、施政方針において申し上げましたとおり、人口減少等特別対策事業に取り組んでまいります。

それでは、予算の中身につきまして、第 1 表、歳入歳出予算によりまして説明を申し上げます。

まず、歳入から説明をいたします。予算書 1 ページをご覧ください。

町税につきましては 21 億 5,746 万 7,000 円を計上、対前年度比 5,391 万 7,000 円、2.4

パーセントの減でございます。うち、町民税におきましては6億9,982万4,000円、対前年度比2,670万円、3.7パーセントの減であります。固定資産税におきましては12億9,364万3,000円、同じく2,094万8,000円、1.6パーセントの減。軽自動車税におきましては5,350万3,000円、同じく9万4,000円、0.2パーセントの増。町たばこ税におきましては1億944万円、同じく622万7,000円、5.4パーセントの減。入湯税は105万7,000円、同じく13万6,000円、11.4パーセント減でございます。

次に、地方譲与税及び各種交付金であります。全て1月に総務省から示された地方財政対策に基づく見込み数値を計上いたしております。地方譲与税につきましては1億3,220万円を計上、対前年度比2.3パーセントの減でございます。内訳は、地方揮発油譲与税が4,060万円、2.4パーセント減。自動車重量譲与税が9,160万円、2.2パーセント減でございます。

利子割交付金は450万円で11.8パーセントの減。

配当割交付金は1,610万円で、35.3パーセントの増。

株式譲渡所得割交付金におきましては、株式市況の活況により一気に50倍以上増加しております。7,580万円を計上いたしております。

地方消費税交付金は、地方消費税率の引き上げ分が平年度化されることにより、2億9,500万円、49.4パーセント増でございます。ご承知のとおり、消費税につきましては、社会保障・税一体改革大綱において、その用途を明確化し社会保障財源化するとされたことを受け、年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化対策、いわゆる社会保障4経費に、充てることが消費税法に明記をされております。地方消費税につきましては、その引き上げ分の収入全額を、社会保障4経費プラス、その他の社会保障施策、すなわち、社会福祉、社会保険及び保健衛生の経費に充て、社会保障財源化することが地方税法において定められております。地方消費税交付金におきましては、この法制の趣旨に則り、税率引き上げ分を社会保障財源化分として区分計上し、介護保険特別会計繰出金、後期高齢者医療費療養給付費負担金、障害福祉サービス費、乳幼児等医療費の財源にしたいと考えております。

ゴルフ場利用税交付金は4,440万円、18.1パーセント減。

自動車取得税交付金は6,010万円、149.4パーセント増を計上いたしております。

地方特例交付金は580万円、対前年度比1.8パーセントの増でございます。

地方交付税は65億964万9,000円、対前年度比6.1パーセント増を計上いたしております。国が示す、平成27年度地方財政対策では、国の地方交付税総額は16兆8,000億円、対前年度比0.8パーセント減でございますが、施政方針の際、予算案の概要で申し上げましたとおり、地方創生の財政需要が、仮称でございますが、新たに創設される人口減少等特別対策事業費において算定されるため、前年度交付額を上回る見込みであります。

交通安全対策特別交付金は500万円、例年、一定額を計上いたしております。

分担金及び負担金につきましては8,279万3,000円、対前年度比36.5パーセント減を計上いたしております。うち、分担金におきましては1,361万4,000円、74.4パーセントの増で、土地改良事業分担金、県単独補助治山事業分担金など、前年同様の受益者分担金を計上いたしております。負担金におきましては6,917万9,000円、43.5パーセントの減。人口減少等特別対策事業により、保育園に通う第2子以降の子供について児童福祉施設費負担金、いわゆる保育料の無料化が減少要因でございます。

使用料及び手数料につきましては2億5,372万2,000円、対前年度比5.3パーセント減を計上いたしております。うち、使用料におきましては1億9,884万8,000円、4.3パーセントの減。けんこうの里三日月のお風呂廃止による使用料の減少が影響いたしております。そのほか、町営住宅使用料、文化情報センター使用料、町民プール使用料など、経常

収入を前年同様計上いたしております。手数料におきましては 5,487 万 4,000 円、8.8 パーセントの減。搬入ごみ処理手数料や、し尿処理手数料の減が主なものであります。そのほか、戸籍関係手数料など經常収入を前年同様計上いたしております。

国庫支出金につきましては 6 億 7,013 万 2,000 円、対前年度比 13.0 パーセント増を計上しております。うち、国庫負担金におきましては 3 億 9,922 万 4,000 円、4.1 パーセント減。児童手当負担金、障害者自立支援給付費負担金などが主なものでございます。国庫補助金におきましては 2 億 6,663 万 7,000 円、54.8 パーセントの増。社会保障・税番号制度、いわゆる、マイナンバー制度によるシステム改修費に対する補助金が皆増。農業基盤整備事業補助金についても皆増。前年度に引き続き、低所得者や子育て世帯への影響を緩和するため、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金に係る補助金を計上。そのほか、障害者地域生活支援事業補助金、社会資本整備総合交付金、学校施設環境改善交付金などを計上いたしております。国庫委託金におきましては 427 万 1,000 円、0.3 パーセントの減。基礎年金等事務委託金などを計上いたしております。

県支出金につきましては 7 億 6,827 万 5,000 円、対前年度比 10.5 パーセント増を計上いたしております。うち、県負担金におきましては 2 億 5,937 万円、0.7 パーセントの減。児童手当負担金、国民健康保険及び後期高齢者医療に係る保険基盤安定負担金、障害者自立支援給付費負担金などが主なものであります。県補助金におきましては 3 億 611 万 6,000 円、25.7 パーセント増。総務費関係は、携帯電話等エリア整備事業補助金が皆増。民生費関係は、福祉医療費関係の補助金が主なものであります。農林水産業費関係では、基盤整備促進事業補助金、多面的機能支払交付金、森林整備地域活動支援交付金、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金、治山事業補助金など、継続的な事業を中心に、当該財源を計上いたしております。土木費関係では、防災ベッド等設置費補助金、住宅耐震化建替助成事業補助金を新規計上いたしております。教育費関係は、前年度同様の予算計上を行っております。県委託金につきましては 2 億 278 万 9,000 円、6.5 パーセント増。県議会議員選挙事務費市町交付金、県民税徴収事務委託金、県営地籍調査事業費委託金が主なものであります。

財産収入につきましては 7,382 万 2,000 円、対前年度比 8.0 パーセントの増でございます。うち、財産運用収入におきましては 7,336 万 4,000 円、7.7 パーセント増。内訳は、土地、建物及び光ファイバー網の賃貸料と、利子及び配当金であります。財産売却収入におきましては 45 万 8,000 円、120.2 パーセントの増。立木売却代金などがございます。

寄附金につきましては 400 万 1,000 円、前年同額を計上しております。ふるさと応援寄附金などを見込んでおります。

繰入金につきましては 3 億 7,051 万 7,000 円、対前年度比 2.8 パーセント増を計上いたしております。うち、特別会計繰入金におきましては 6,866 万 3,000 円、541.1 パーセントの増となっております。基金繰入金につきましては 3 億 185 万 4,000 円、13.6 パーセント減で、財政調整基金 1 億 4,600 万円、減債基金 8,948 万 4,000 円、ふるさと応援基金 235 万円、災害遺児等修学・生活支援基金 142 万円、災害復興基金 6,260 万円、それぞれ予算に繰り入れるものであります。

繰越金につきましては 1,000 円、前年同額で、名目予算であります。

諸収入につきましては 1 億 7,965 万 8,000 円、対前年度比 4.8 パーセント増を計上いたしております。うち、延滞金加算金及び過料におきましては 1,300 万円で 333.3 パーセントの増となっております。町預金利子におきましては 100 万円、前年度と同額。受託事業収入におきましては 127 万 6,000 円、53.3 パーセントの減。貸付金元利収入につきましては 83 万 1,000 円、12.6 パーセントの減。雑入におきましては 1 億 6,355 万 1,000 円、0.1 パーセントの減。消防団員退職報償金受入金、縣市町村振興協会市町交付金、物件移転等

補償費などの受け入れを行っております。

歳入の最後、町債につきましては14億3,489万4,000円、対前年度比12.7パーセント減を計上いたしております。総務債におきまして、臨時財政対策債4億6,059万4,000円など、また、消防債におきましては、消防施設設備整備事業債2億2,470万円、教育債におきましては、義務教育施設整備事業債1億9,510万円などを計上いたしております。

次に、歳出であります。予算書4ページ、5ページであります。

まず、議会費につきましては1億2,388万2,000円、対前年度比0.3パーセント増を計上いたしております。議員報酬及び職員給与等に係る経費が主なものであります。

総務費につきましては14億2,820万1,000円、対前年度比37.5パーセント減を計上しております。

うち、総務管理費におきましては12億4,155万2,000円、40.5パーセントの減。人口減少等特別対策事業といたしまして、男女の出会いサポート活動費468万2,000円。そのほかの主なものといたしまして、合併10周年記念事業費1,206万7,000円。企画費では、災害復興モニュメントの設置予定公園周辺の整備費560万円。まちづくり推進費では、地域自治包括交付金3,150万円。電子計算費では、住民情報等システム機器更新経費1億2,974万1,000円。情報通信施設費では、携帯電話の中継局整備費として1,731万円を計上いたしております。

徴税费におきましては1億2,691万4,000円、8.6パーセントの増。賦課徴収費におきまして、固定資産評価更新業務委託料1,186万6,000円を計上いたしております。

戸籍住民登録費におきましては2,971万6,000円、13.8パーセント減でございます。

選挙費におきましては1,222万7,000円、62.7パーセントの減。県議会議員選挙費1,170万円の計上であります。

統計調査費におきましては1,667万8,000円、23.4パーセントの増。本年度は、国勢調査を予定しております。

監査委員費におきましては111万4,000円、0.7パーセント減であります。

次に、民生費につきましては30億3,460万1,000円、対前年度比0.4パーセント減を計上しております。

うち、社会福祉費におきましては20億4,849万5,000円、0.6パーセント減。主なものといたしましては、社会福祉総務費で、戦後70年を迎える戦没者慰霊祭の祭壇等使用料64万8,000円、臨時福祉給付金2,160万円、町社会福祉協議会助成金5,000万円、国民健康保険特別会計繰出金2億1,624万4,000円、介護保険特別会計繰出金3億6,632万8,000円などを計上いたしております。高齢者福祉費では、外出支援サービス事業委託料1,930万1,000円、外出支援事業助成金2,001万2,000円などを計上しております。後期高齢者医療費は、総額で3億8,569万円。障害者福祉費は、障害福祉サービス費など扶助費を中心に総額5億7,822万5,000円。

次に、児童福祉費におきましては9億6,713万8,000円、0.2パーセントの増となっております。主なものといたしましては、児童福祉総務費で、学童保育事業委託料703万9,000円、出産祝い金550万円、乳幼児等医療費7,000万円などです。児童措置費は、児童手当2億3,064万円、子育て世帯臨時特例給付金579万円を計上しております。保育園費は、経常的な運営経費5億3,859万2,000円を計上。児童福祉施設整備費は、南光地域の保育園整備に向けた調査費1,000万円を計上し。工事請負費は、旧上月、久崎保育園の解体撤去費など5,800万円でございます。子育て支援センター運営費は、総額1,873万8,000円。地域子育て支援拠点事業など、継続して進めてまいります。

国民年金事務取扱費におきましては753万2,000円、30.5パーセント減であります。

災害救助費におきましては1,143万6,000円、20.2パーセントの増を計上いたしております。

ます。

次に、衛生費につきましては13億3,128万8,000円、対前年度比8.1パーセント増を計上。

うち、保健衛生費におきましては9億1,513万円、10.2パーセントの増。主なものといたしましては、保健衛生総務費で、救急医療等確保対策助成金625万円、病院群輪番制運営事業補助金2,180万円、簡易水道事業等特別会計繰出金3億1,035万6,000円などがあります。予防費では、おたふくかぜ、B型肝炎、ロタウイルスなど子供の任意接種を含む予防接種委託料5,708万7,000円、がん検診委託料1,475万5,000円、健康増進計画等策定業務委託料350万円などがあります。母子衛生費では、妊婦健康診査委託料784万円及び妊婦健康診査補助金166万6,000円、不妊治療支援補助金80万円、未熟児養育医療費14万5,000円を計上しております。環境衛生費では、住宅用太陽光発電システム設置補助金500万円、生活排水処理事業特別会計への繰出金3億2,271万5,000円などがあります。

清掃費におきましては4億1,615万8,000円、3.9パーセントの増。

主なものといたしましては、清掃総務費で、にしはりま環境事務組合負担金1億6,224万5,000円などがあります。塵芥処理費は、最終処分場の経常的な経費を計上いたしております。

次に、農林水産業費につきましては9億2,394万6,000円、対前年度比19.1パーセント増を計上いたしております。

うち、農業費におきましては7億5,674万7,000円、28.8パーセント増で、主なものといたしましては、農業総務費で、農業共済事業特別会計繰出金2,351万5,000円などがございます。農業振興費では、農作物特産定着化対策費補助金1,469万5,000円、中山間地域等直接支払推進事業補助金3,842万8,000円、野生動物防護柵設置費補助金1,640万円、新規就農総合支援事業費補助金300万円、経営体育成支援事業補助金390万円、地域集積協力金1,444万円、経営転換協力金300万円などを計上いたしております。地域農政対策事業費では、農業の担い手確保補助金2,536万6,000円などがあります。農地費では、町単土地改良事業、土地改良維持管理適正化事業、周辺整備事業などに係る工事請負金2,030万円、土地改良事業共同施行補助金3,100万円、農業基盤整備事業補助金7,200万円など。地籍調査事業費は、円応寺地区など10地区、22.61平方キロメートルの関係経費、総額1億9,218万1,000円などがございます。

林業費におきましては1億6,719万9,000円、11.0パーセント減。

主なものといたしましては、林業総務費で、鳥獣被害対策実施隊員報酬42万円、大型獣処理委託料150万円、有害鳥獣駆除活動補助金3,032万5,000円、シカ緊急捕獲拡大事業負担金1,073万1,000円などがあります。林業振興費では、木材ステーションの調査費のほか、林道・作業道の路網整備事業費1,150万円、町単独造林事業補助金2,000万6,000円、森林整備地域活動支援交付金1,135万4,000円、森林保全間伐促進事業費補助金500万円などを計上いたしております。治山事業費は、災害関連事業の荒廃溪流整備事業費として総額3,314万円などを計上いたしております。

次に、商工費につきましては1億7,274万5,000円、対前年度比8.7パーセント増を計上いたしております。

主なものといたしましては、商工総務費で、消費者行政活性化事業費391万5,000円。商工業振興費では、新たに、ひょうご産業活性化センターの助成事業の補完制度といたしまして商店街地域外の起業・創業経費への助成として150万円、そのほか、中小企業者支援事業資金融資利子補給金800万円、町商工会助成金2,672万円、災害対策運転資金融資利子補給金10万円などを計上いたしております。観光費では、笹ヶ丘公園の斜面崩壊対策として1,900万円、町観光協会補助金617万2,000円、西はりま天文公園特別会計繰出

金 1,516 万 3,000 円、笹ヶ丘荘特別会計繰出金 2,723 万 1,000 円などであります。

次に、土木費につきましては 15 億 989 万 2,000 円、対前年度比 10.8 パーセントの減で計上いたしております。

うち、土木管理費におきましては 7,512 万 3,000 円、12.4 パーセントの減。

主なものといたしましては、土木総務費の急傾斜地崩壊対策事業負担金 2,180 万円、防災ベッド等設置費補助金 10 万円、住宅耐震化建替助成事業補助金 200 万円などでありませぬ。

道路橋梁費におきましては 6 億 6,212 万 7,000 円、4.2 パーセントの増で、道路維持費、道路新設改良費、橋梁維持費、橋梁新設改良費の総額はそれぞれ 1 億 6,752 万円、3 億 3,538 万 7,000 円、6,400 万円、2,503 万円でございます。

河川費におきましては 5,489 万 6,000 円、68.3 パーセントの増で、災害関連河川維持費や河川清掃費などあります。

都市計画費におきましては 3,994 万 5,000 円、11.9 パーセントの減。播磨高原広域事務組合上下水道事業への繰出金が主なものであります。

下水道費におきましては 5 億 6,761 万 7,000 円、32.9 パーセントの減であります。

住宅費におきましては 1 億 1,018 万 4,000 円、135.6 パーセントの増となっております。人口減少等特別対策事業といたしまして、定住促進住宅の外壁塗装や若者向けに部屋を改造する経費として 5,730 万円を新規計上し、そのほかは、通常の維持管理費であります。

次に、消防費につきましては 7 億 8,540 万 6,000 円、対前年度比 25.2 パーセントの増を計上いたしております。常備消防費は、西はりま消防組合への負担金 6 億 872 万 6,000 円などを計上しております。非常備消防費などで、主なものといたしましては、団員報酬 1,657 万 5,000 円、退職消防団員報償金 3,800 万円、消防団員等基金負担金 2,454 万 4,000 円、消防施設整備費補助金 800 万円などあります。災害対策費では、防災行政無線による西はりま消防組合からの緊急放送を可能とするための遠隔制御システムの整備費 896 万 4,000 円。そのほか、土嚢袋・毛布等の備蓄品費 418 万 8,000 円、指定避難所に配備するプライバシーテントの備品費 65 万 9,000 円などあります。

次に、教育費につきましては 12 億 5,476 万 8,000 円、対前年度比 25.1 パーセント増を計上いたしております。

うち、教育総務費におきましては 1 億 6,126 万 9,000 円、14.8 パーセントの減で、人口減少等特別対策事業として、私立幼稚園保育料軽減事業補助金 151 万 2,000 円。そのほか、平成 21 年台風第 9 号災害遺児等修学・生活支援金 142 万円などあります。国際理解教育推進事業費、特別支援教育推進費の総額はそれぞれ 1,016 万 8,000 円と 918 万 3,000 円であります。

小学校費におきましては 3 億 5,922 万 6,000 円、89.2 パーセントの増で、内訳といたしまして、学校管理費が総額 6,849 万 5,000 円、教育振興費が 3,939 万 2,000 円、通学対策費が 6,396 万 8,000 円、小学校施設整備費が 1 億 8,737 万 1,000 円。うち、主なものといたしまして、人口減少等特別対策事業では、教育振興費の校外学習支援事業補助金 117 万 5,000 円、子育て支援事業補助金 1,174 万 5,000 円。小学校施設整備費では、南光小学校の大規模改造、学校体育館の吊り天井耐震化対策費を計上いたしております。

中学校費におきましては 1 億 8,354 万 1,000 円、42.1 パーセントの増で、内訳といたしましては、学校管理費が総額 4,928 万 7,000 円。教育振興費が 4,070 万 6,000 円、通学対策費が 2,045 万 8,000 円。中学校施設整備費が 7,309 万円。うち、主なものといたしましては、人口減少等特別対策事業では、教育振興費の校外学習支援事業補助金 10 万円、子育て支援事業補助金 1,356 万円。中学校施設整備費では、学校体育館の吊り天井耐震化対策費を計上いたしております。

社会教育費におきましては2億4,716万9,000円で7.0パーセント減でございます。主なものといたしましては、社会教育総務費では、文化協会補助金100万円、子ども歌舞伎育成会負担金160万円、手作り文化スタッフ助成金40万円などです。生涯学習振興費は、総額1,052万6,000円。町高年大学、人権啓発、町文化祭などの経費であります。図書館費は、総額2,543万8,000円。さよう文化情報センター運営費は、合併10周年記念イベント等で予算を増額し、総額4,755万1,000円の計上をしております。人口減少等特別対策事業につきましては、利神城跡等国指定推進事業費として新たな目を起こし、1,919万2,000円を計上いたしております。

保健体育費におきましては3億356万3,000円、32.8パーセントの増で、主なものといたしましては、保健体育総務費では、スポーツ推進委員報酬54万4,000円、体育協会補助金670万円、マラソン大会運営助成金246万8,000円などです。スポーツ公園運営費では、総額1,783万9,000円。上月スポーツグラウンド、南光スポーツ公園、三方里山公園などの管理費です。体育館運営費では、上月体育館の空調などの改修費2,574万6,000円などを計上いたしております。

公債費につきましては20億4,973万9,000円、対前年度比29.5パーセント増を計上いたしております。元金償還金18億4,958万2,000円、利子償還金2億12万7,000円です。

諸支出金につきましては5億1,936万3,000円、対前年度比183パーセントの増を計上いたしております。

うち、公営企業費におきましては3,035万3,000円、2.0パーセントの減。水道事業会計への繰出金等です。

基金費におきましては4億8,901万円、220.6パーセントの増で、一般会計に係る各種基金の積立金です。

歳出の最後、予備費につきましては1,000万円、毎年同額を計上いたしております。

続きまして予算第2条、債務負担行為につきまして、第2表、債務負担行為によりましてのご説明を申し上げます。6ページをご覧ください。総合計画策定業務委託につきましては、平成28年度486万円。中小企業者支援事業資金融資利子補給につきましては、平成28年度から平成30年度まで600万円。それぞれ地方自治法第214条の規定に基づきまして、期間、限度額を定めるものであります。

次に、予算第3条、地方債につきまして、第3表、地方債により、説明をいたします。7ページをご覧ください。まず、臨時財政対策債4億6,059万4,000円、過疎地域自立促進事業1億1,370万円、児童福祉施設整備事業6,460万円、農業生産基盤整備事業670万円、道路新設改良事業3億2,580万円、急傾斜地崩壊対策事業2,020万円、消防施設設備整備事業で2億2,470万円、義務教育施設整備事業で1億9,510万円、社会体育施設整備事業で2,350万円、以上のとおり、起債予定額につきまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

次に、予算第4条、一時借入金につきましての説明を申し上げます。地方自治法第235条の3第2項の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借り入れの最高額を30億円と定めるものであります。

最後に、予算第5条、歳出予算の流用につきましての説明を申し上げます。地方自治法第220条第2項の規定によりまして、歳出予算の流用の禁止の例外を設けるもので、一般会計における各項の間の流用を認める経費について、予算第5条第1項第1号に規定する人件費と定めております。

以上で、一般会計予算の提案説明とさせていただきます。

続きまして、平成27年度各特別会計につきましての説明を申し上げます。

次に、議案第 43 号、平成 27 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算につきまして、提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,352 万 5,000 円と定めるものであります。その中身につきまして、第 1 表、歳入歳出予算によりましての説明を申し上げます。

まず、歳入からご説明申し上げます。予算書 1 ページをご覧ください。

財産収入につきましては、財産運用収入 502 万 8,000 円で、口長谷地域の中山残土処分地を佐用・IDEC メガソーラー有限責任事業組合へメガソーラー用地として貸し付けた用地賃貸料でございます。

繰入金につきましては、財政調整基金より 911 万 1,000 円の繰り入れを計上いたしております。

繰越金につきましては、平成 26 年度から 482 万 6,000 円の繰り越しを予定いたしております。

諸収入につきましては、貸付金元利収入 4,456 万円で、佐用・IDEC メガソーラー有限責任事業組合へ貸し付けをした資金の元金及び利息の返済収入であります。

次に、歳出であります。諸支出金につきましては、繰出金 6,352 万 4,000 円で、一般会計への繰出金であります。4,000 万 8,000 円は貸付金元金分で、一般会計におきまして合併振興基金へ積み戻しをいたします。

予備費につきましては 1,000 円で、名目予算でございます。

以上、メガソーラー事業収入特別会計予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 44 号、平成 27 年度佐用町国民健康保険特別会予算につきましての提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 26 億 3,250 万 9,000 円といたしております。

その中身につきまして、まず、歳入から説明をいたします。予算書 1 ページをご覧ください。

国民健康保険税につきましては 3 億 8,575 万 2,000 円を計上し、対前年度比 2.7 パーセント、金額にして 1,084 万 8,000 円の減を見込んでおります。主なものとして、一般被保険者国民健康保険税で 3 億 4,882 万 8,000 円を計上しております。

一部負担金は 4,000 円、前年度と同額を計上いたしております。

使用料及び手数料は 15 万円で、前年度同額、督促手数料であります。

国庫支出金は 5 億 3,275 万 4,000 円を計上し、うち、国庫負担金は療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金で 3 億 9,424 万 3,000 円を見込み、国庫補助金は 1 億 3,851 万 1,000 円で、財政調整交付金が主なものでございます。

療養給付費等交付金は 1 億 6,262 万 1,000 円で、退職被保険者の保険給付費に係る交付金を計上いたしております。

前期高齢者交付金は 6 億 6,086 万 6,000 円を計上し、前期高齢者の各医療保険者間の負担の不均衡を調整する交付金であります。

県支出金は 1 億 3,881 万 3,000 円を計上し、うち、県負担金は高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金 1,214 万 3,000 円、また、県補助金は財政調整交付金 1 億 2,667 万円を計上いたしております。

共同事業交付金は 5 億 1,338 万 5,000 円を計上し、著しく高額な医療費の発生による影響を緩和するための交付金で、高額医療費共同事業交付金、保険財政共同安定化事業の交付金であります。

財産収入は 13 万 3,000 円で、保険給付費準備基金から生じる利子であります。

繰入金は 2 億 3,624 万 4,000 円で、他会計繰入金は、一般会計から 2 億 1,624 万 4,000 円の繰り入れ、基金繰入金は保険給付費準備基金から 2,000 万円の繰り入れを計上いたし

ております。

繰越金は2,000円、名目予算であります。

諸収入は178万5,000円を計上、うち、延滞金、加算金及び過料110万円、受託事業収入1,000円、雑入68万4,000円などであります。

次に、歳出についての説明を申し上げます。3ページをご覧ください。

総務費では3,740万6,000円を計上し、内訳は、総務管理費が、人件費・事務費として3,533万9,000円、徴税費が保険税の賦課徴収経費177万2,000円、運営協議会費29万3,000円、趣旨普及費2,000円でございます。

次に、保険給付費では17億754万2,000円を計上し、療養諸費15億249万4,000円、高額療養費1億9,662万円、移送費10万円、出産育児諸費630万4,000円、葬祭諸費200万円、結核医療付加金2万4,000円でございます。

後期高齢者支援金等は2億4,791万4,000円で、後期高齢者医療制度を支える拠出金を計上いたしております。

前期高齢者納付金等は34万7,000円、老人保健拠出金は1万3,000円を計上しております。

介護納付金は1億360万6,000円、介護給付に要する経費を計上しております。

共同事業拠出金は5億1,338万5,000円で、高額な医療費等の発生による影響を緩和するため、共同事業交付金の財源となる、高額医療費共同事業拠出金、保険財政共同安定化事業の拠出金を計上しております。

保健事業費は1,030万7,000円を計上し、特定健康診査等事業費859万円、保健事業費171万7,000円であります。

基金積立金は13万3,000円で、保険給付費準備基金から生じます、利子分の積み立てを計上いたしております。

諸支出金は185万6,000円を計上し、償還金及び還付加算金でございます。

予備費は1,000万円を計上させていただいております。

次に、予算第2条、一時借入金についての説明を申し上げます。地方自治法第235条の3第2項の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借入の最高額を3,000万円と定めるものでございます。

最後に、予算第3条、歳出予算の流用について説明を申し上げます。地方自治法第220条第2項に基づきまして、当該会計における各項の間の流用を認める経費について、予算第3条第1項第1号に規定する保険給付費と定めるものでございます。

以上で、国民健康保険特別会計予算の提案の説明とさせていただきます。

続きまして議案第45号、平成27年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算についての提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億9,974万4,000円といたしております。

その中身につきまして、まず、歳入から説明を申し上げます。予算書1ページをご覧ください。

後期高齢者医療保険料につきましては1億9,341万6,000円を計上し、対前年度比1.0パーセント、金額にして193万7,000円の減を見込んでおります。

使用料及び手数料は1,000円で、督促手数料でございます。

県広域連合支出金は215万7,000円、寄附金は1,000円の名目予算、繰入金は9,948万6,000円で全額が他会計繰入金、繰越金は417万円でございます。

諸収入は51万3,000円を計上し、延滞金、加算金及び過料が2,000円、償還金及び還付加算金が51万円、雑入が1,000円でございます。

次に、歳出についてであります。総務費は1,412万1,000円で、全額が総務管理費で、

職員の人件費及び事務費を計上いたしております。

保健事業費は 201 万 8,000 円、後期高齢者の健康診査に係る経費を計上しております。

後期高齢者医療広域連合納付金は 2 億 8,298 万 4,000 円で、兵庫県後期高齢者医療広域連合に納付する保険料や運営事務費等の負担金を計上いたしております。

諸支出金は 52 万 1,000 円を計上し、うち、償還金及び還付加算金が 52 万円、繰出金が 1,000 円であります。

予備費は 10 万円を計上しております。

次に、予算第 2 条、一時借入金についてであります。地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借入の最高額を 1,000 万円と定めるものでございます。

以上で後期高齢者医療特別会計予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 46 号、平成 27 年度佐用町介護保険特別会計予算につきましても提案の説明を申し上げます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 22 億 8,126 万 3,000 円、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 1,070 万 7,000 円と定めております。その中身につきましては、歳入歳出予算によって説明を申し上げます。

本予算のうち、まず、事業勘定の歳入から説明をいたします。

保険料は、介護保険料として第 1 号被保険者保険料 4 億 2,123 万 9,000 円を計上しております。

分担金及び負担金は、負担金として認定審査会受託金 2 万 3,000 円を計上いたしております。

使用料及び手数料につきまは、手数料として督促手数料 1,000 円を計上しております。

国庫支出金 5 億 6,673 万円のうち、国庫負担金は 3 億 7,717 万円、国庫補助金は 1 億 8,956 万円となっております。

支払基金交付金は 5 億 9,956 万 7,000 円を計上しております。

県支出金 3 億 2,324 万 7,000 円のうち、県負担金が 3 億 1,712 万 6,000 円、県補助金は 612 万 1,000 円となっております。

財産収入は、財産運用収入として 3 万 1,000 円を計上しております。

繰入金は、一般会計繰入金として 3 億 6,632 万 8,000 円を計上しております。

繰越金は 1,000 円を計上させていただいております。

諸収入 409 万 6,000 円のうち、延滞金、加算金及び過料として 2,000 円、雑入として 409 万 4,000 円を計上しております。主なものといたしましては、食の自立利用料 356 万 4,000 円でございます。

続いて、歳出であります。2 ページをご覧ください。

総務費は 1 億 1,004 万 2,000 円を計上しております。そのうち、総務管理費は 9,700 万 4,000 円として、主なものは、人件費並びに介護支援システム保守点検委託料 182 万 8,000 円、電算システム設定委託料 1,018 万 5,000 円、社会保障・税番号制度システム整備委託料 318 万 7,000 円などがございます。介護認定審査会費は 1,205 万 9,000 円とし、主なものは、主治医意見書等手数料 721 万 7,000 円、介護認定審査会委員報酬 300 万円などがございます。また、運営委員会費として 20 万 1,000 円、地域支援事業費として 77 万 8,000 円をそれぞれ計上しております。

保険給付費は 21 億 3,629 万 7,000 円を計上しております。そのうち、介護サービス等諸費は 18 億 8,991 万円とし、主なものは、在宅介護サービス給付費 5 億 6,571 万 1,000 円、地域密着型介護サービス給付費 3 億 4,315 万 7,000 円、施設介護サービス給付費 8 億 8,103 万 5,000 円などがございます。支援サービス等諸費は 1 億 390 万 7,000 円とし、主

なものは、介護予防サービス給付費 8,383 万 3,000 円でございます。また、その他諸費として 129 万 9,000 円、高額介護サービス等費として 3,300 万円、特定入所者介護サービス等費として 1 億 205 万円、高額医療合算介護サービス等費 613 万 1,000 円をそれぞれ計上いたしております。

地域支援事業費は 2,194 万 5,000 円を計上しております。そのうち、介護予防事業費は 511 万 9,000 円、包括的支援事業費は 168 万 9,000 円であります。また、任意事業費として 1,513 万 7,000 円計上しております。主なものといたしましては、家族介護支援事業委託料 988 万 4,000 円、生きがいと健康づくり事業委託料 409 万 7,000 円などであります。

基金積立金は、介護給付費準備基金積立金といたしまして 914 万 7,000 円を、諸支出金は、償還金及び還付加算金 83 万 1,000 円、繰出金 1,000 円の合計 83 万 2,000 円を、また、予備費といたしまして 300 万円をそれぞれ計上いたしております。

続いて、サービス事業勘定についてのご説明を申し上げます。予算書 23 ページをご覧ください。

歳入では、サービス収入で居宅支援サービス計画費収入として 1,070 万 7,000 円を計上しております。

歳出では、サービス事業費で介護予防支援委託料として 737 万円、諸支出金といたしまして一般会計への繰出金で 333 万 7,000 円をそれぞれ計上いたしております。

次に、予算第 2 条、一時借入金についてであります。地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借り入れの最高額を、事業勘定で 3,000 万円、サービス事業勘定 3,000 万円と定めるものでございます。

最後に、予算第 3 条、歳出予算の流用につきましてであります。地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定に基づきまして、当該会計における各項の間の流用を認める経費については、予算第 3 条第 1 項第 1 号に規定する保険給付費と定めるものでございます。

以上で介護保険特別会計予算の提案の説明とさせていただきます。

議長（石黒永剛君） 町長、ちょっと休憩とりましょうか。

町長（庵逄典章君） もう後、ちょっとですね。まだ、大分あるので、水を飲ませていただきます。

聞いているほうも大変だと思います。

議長（石黒永剛君） 休憩はよろしいか。

町長（庵逄典章君） ちょっと、ほんなら 10 分ほど休憩をとりましょうか。

議長（石黒永剛君） お諮りします。ここで休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

町長（庵逄典章君） すいません。ほんなら、休憩をとらせていただきます。

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開を午後 3 時 25 分にさせていただきます。

午後 0 3 時 1 0 分 休憩

午後 0 3 時 2 5 分 再開

議長（石黒永剛君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第 48 の議案第 47 号からです。お願いいたします。

町長（庵途典章君） どうも失礼しました。休息をいただきまして、改めて、少し元気  
提案説明させていただきます。最後までよろしく申し上げます。

それでは、議案第 47 号、平成 27 年度佐用町朝霧園特別会計予算につきまして、提案の  
ご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 2,830 万 9,000 円と定めております。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

事業収入につきましては、定員 50 名の施設入所者にかかわる収入金として 1 億 1,698  
万 7,000 円、寄附金は 1,000 円、繰入金につきましては、一般会計よりの繰入金 1,075 万  
1,000 円でございます。

諸収入につきましては、短期宿泊事業の受託事業収入 38 万 1,000 円と雑入 18 万 9,000  
円の合計 57 万円を計上いたしております。

次に歳出でございますが、民生費、老人ホーム費 1 億 2,826 万 9,000 円のうち、一般管  
理費では施設運営のための人件費及び施設管理費など 8,634 万 7,000 円を、運営費では、  
入所者に関する食事材料費など 4,192 万 2,000 円をそれぞれ計上いたしております。

予備費は 4 万円を計上させていただきます。

次に、予算第 2 条、一時借入金についてであります。地方自治法第 235 条の 3 第 2 項  
の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借り入れの最高額を 100 万円と定める  
ものでございます。

以上で、朝霧園特別会計予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 48 号、平成 27 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算につきましての提案  
の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8 億 823 万 5,000 円に定めるものでございま  
す。

その中身につきまして、まず、歳入からご説明申し上げます。予算書 1 ページをご覧く  
ださい。

分担金及び負担金につきましては、負担金 174 万 2,000 円を計上し、新規加入 5 件、給  
水工事負担金 1 件を見込んでおります。

使用料及び手数料につきましては、3 億 4,289 万円を計上し、使用料におきましては 3  
億 4,256 万 7,000 円で、平成 26 年度の使用状況を勘案し、現年度分 3 億 4,135 万 9,000  
円、滞納分として 120 万 1,000 円などを見込んでおります。手数料におきましては 32 万  
3,000 円で、設計・検査手数料、開閉栓手数料等でございます。

財産収入につきましては、財産運用収入 24 万円を計上し、財政調整基金利子でござい  
ます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 3 億 1,035 万 6,000 円を予定いたしております。

繰越金につきましては、前年度繰越金 1,000 円を計上いたしております。

諸収入につきましては、雑入 6,000 円を計上しております。

町債につきましては、建設改良費の財源として、簡易水道事業債 1 億 5,300 万円を計上  
しております。

次に、歳出についてであります。2 ページをご覧ください。

簡易水道事業費につきましては4億5,203万8,000円を計上しております。うち、管理費におきましては、2億5,570万8,000円を計上し、主なものといたしまして、一般管理費では6,007万5,000円で、審議会委員報酬、人件費、備品購入において、災害検証委員会の提言を受け新たに車載型の給水タンク1.5トンと2トンダンプの購入を、公課費では消費税納付金などの経常経費でございます。現場管理費では1億9,539万3,000円で、水道施設の維持管理運転経費を計上いたしております。内訳は、需用費では、浄水場等の光熱水費、医薬材料費及び電気計装設備・送配水管等の修繕費として9,567万7,000円を、役務費では、浄水施設等の電話回線使用料301万4,000円を、委託料では、電気保安業務、メーター検針、電気計装設備管理、水道施設管理等の各種委託料として6,528万8,000円を計上し、工事請負費では、浄水設備整備工事、浄水場ろ過膜洗浄工事、薬注装置の更新、沈殿池、取水井の清掃等で2,378万1,000円を計上し、原材料費では、水道嵩上げ資材及びメーター等の購入費、漏水等の補修資材費として680万1,000円などでございます。

次に、建設改良費におきましては1億9,633万円を計上し、主なものといたしまして、委託料では、本位田浄水場前処理設備改良工事等の設計業務委託料といたしまして2,130万円を、工事請負費では、同じく、本位田浄水場前処理設備改良工事等に1億7,400万円などでございます。

公債費につきましては3億5,609万7,000円で、簡易水道事業債等の償還元金及び償還利子であります。

予備費につきましては10万円を計上いたしております。

同じく2ページ、第2表の地方債につきましては、簡易水道事業で、限度額を1億5,300万円、利率3パーセント以内と設定をいたしております

次に、予算第3条、一時借入金についてであります。地方自治法第235条の3第2項の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借り入れの最高額を2,000万円と定めるものであります。

以上で、簡易水道事業特別会計予算の提案の説明とさせていただきます。

次に議案第49号、平成27年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算につきまして、提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億4,518万1,000円に定めるものでございます。

その中身について、まず、歳入からご説明申し上げます。予算書1ページをご覧ください。

分担金及び負担金につきましては137万7,000円を計上し、そのうち、分担金におきましては、滞納繰越金分として5万円を、負担金におきましては、5件の新規加入と1件の工事負担金を見込み、132万7,000円を予定いたしております。

使用料及び手数料につきましては2億148万1,000円を計上し、そのうち、使用料におきましては2億142万1,000円で、施設使用料として、現年度分2億60万2,000円、滞納分75万円を見込んでおります。手数料におきましては6万円で、排水工事店指定手数料等でございます。

国庫支出金につきましては、国庫補助金2,510万円計上し、排水施設の統廃合及び三日月・佐用浄化センターの長寿命化計画策定等の補助金でございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金5億6,761万7,000円を計上いたしております。

繰越金につきましては、前年度繰越金1,000円を計上いたしております。

諸収入につきましては、雑入2,100万5,000円を計上し、河川改修事業及び国・県道改良工事に係る管渠移設県補償費等であります。

町債につきましては、公共下水道事業債2,860万円を計上いたしております。

次に、歳出の説明を申し上げます。2ページをご覧ください。

公共下水道事業費につきましては3億5,970万2,000円を計上させていただいております。

うち、管理費におきましては2億2,200万1,000円を計上し、主なものといたしまして、一般管理費では6,479万7,000円で、職員の人件費、各種関係団体への負担金、消費税納付金等の経常経費でございます。現場管理費では1億5,720万4,000円で、需用費として、5カ所の処理場をはじめ、マンホールポンプ場、雨水ポンプ場、下水道管路の維持管理に要する経費で、光熱水費、医薬材料費、機器及びマンホールの修繕料費などで5,454万1,000円を計上し、役務費では、警報通報システム経費としての通信電話料561万6,000円を計上しております。委託料では、浄化センターの管理、汚泥処理、水質検査、機器の点検整備等の各委託料として8,144万2,000円を、工事請負費では、管路修繕工事、舗装補修、マンホールポンプ修繕、各施設の機械電気設備の補修工事等として1,502万円などがございます。

事業費におきまして、建設改良費といたしまして1億3,770万1,000円を計上し、内訳として、職員の人件費のほか、委託料では、生活排水施設統廃合に伴う佐用処理区マンホールポンプ場詳細設計及び三日月・佐用浄化センター長寿命化計画策定等に係る経費4,420万円を、工事請負費では、河川改修工事に伴う久崎地区管渠布設工事、統廃合に伴う管渠布設工事等で5,900万円などがございます。

公債費につきましては4億8,537万9,000円で町債償還元金及び町債償還利子であります。

予備費につきましては10万円を計上させていただいております。

次に、第2表、地方債につきましては、特定環境保全公共下水道事業として2,860万円を限度額と定め、利息は3パーセント以内を想定いたしております。

次に、予算第3条、一時借入金についてであります。当該年度中の一時借り入れの最高額を1,000万円と定めるものでございます。

以上で、特定環境保全公共下水道事業特別会計予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第50号、平成27年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算につきましての提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億4,819万9,000円に定めるものでございます。

その中身につきまして、まず、歳入からご説明を申し上げます。予算書1ページをご覧ください。

分担金及び負担金につきましては、負担金42万5,000円を計上し、新規加入1件分を見込んでおります。

使用料及び手数料につきましては1億1,930万7,000円を計上し、現年度分として、浄化槽使用料6,226万3,000円、農業集落排水施設使用料5,664万3,000円。滞納分として、浄化槽使用料、農業集落排水施設使用料それぞれ20万円を予定いたしております。

繰入金につきましては、一般会計繰入金3億2,271万5,000円を計上いたしております。

繰越金につきましては、前年度繰越金名目予算1,000円を計上しております。

諸収入につきましては、雑入741万円を計上し、検査事務手数料などがございます。

町債につきましては500万円を計上し、徳久バイパス管渠移設工事等の財源として農業集落排水事業債を計上しております。

次に歳出であります。生活排水処理事業費につきましては2億2,465万4,000円を計上し、うち、浄化槽管理費におきましては1億2,933万5,000円で、需用費として光熱水費、ブロワー交換、漏水修理の修繕料等に883万5,000円を、合併浄化槽の保守管理点検、

11 条検査等の委託料として1億 452 万 9,000 円を、公課費として消費税納付額 1,571 万 3,000 円などがございます。

農業集落排水施設管理費におきましては 8,931 万 9,000 円で、一般管理費では、職員の人件費、各種関係機関協議会負担金等の経常経費に 1,751 万 6,000 円を、現場管理費では、需用費として処理場等の光熱水費、ポンプ・ブローワー等の修繕料等に 2,332 万 7,000 円を、委託料として、浄化センター施設管理、汚泥処理、機器点検整備等の各種委託料で 3,711 万 4,000 円を、工事請負費では、汚水管路工事、舗装補修工事、マンホールポンプ及び機器設備等の補修工事費に 936 万 8,000 円などがございます。

農業集落排水施設事業費におきましては 600 万円で、国・県道等のます設置工事、徳久バイパス管渠移設工事等の経費でございます。

公債費につきましては 2 億 2,343 万 5,000 円を計上し、合併処理浄化槽設置事業及び農業集落排水事業の町債償還元金及び償還利子であります。

予備費につきましては 10 万円を計上いたしております。

次に、地方債につきましては、農業集落排水事業として 500 万円を限度額と定め、利息は 3 パーセント以内といたしております。

次に、一時借入金についてであります。当該年度中の一時借入金の借り入れの最高額を 1,000 万円と定めるものがございます。

以上で、生活排水処理事業特別会計予算の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第 51 号、平成 27 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算についての提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 395 万 8,000 円といたしております。

その中身につきまして、まず、歳入からご説明申し上げます。予算書 1 ページをご覧ください。

使用料及び手数料につきましては 618 万 2,000 円で、使用料におきまして、町立野外活動センターの使用料収入を計上しております。

財産収入につきましては 9 万 1,000 円、基金預金利子であります。

繰入金につきましては 1,516 万 3,000 円で、町費支弁職員 2 名の人件費等であります。

繰越金につきましては、科目設定 1,000 円であります。

諸収入につきましては、雑入 8,252 万 1,000 円で、天文台公園運営委託金が主なものであります。

次に、歳出であります。教育費につきましては、社会教育費 1 億 356 万 6,000 円あります。うち、社会教育総務費で人件費 5,296 万 9,000 円を、グループロジック運営費では町施設の野外活動センターの管理運営に伴う費用を 786 万 4,000 円、天文台公園運営費では野外活動センターを除く施設の管理運営のための費用 4,273 万 3,000 円を計上いたしております。

諸支出金につきましては、基金費として 9 万 2,000 円を計上しており、予備費につきましては 30 万円を計上しております。

また、予算第 2 条、一時借入金についてであります。当該年度中の一時借入金の借り入れの最高額を 1,000 万円と定めております。

以上、西はりま天文台公園特別会計予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 52 号、平成 27 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算につきましての提案のご説明を申し上げます。

この予算は、笹ヶ丘荘の管理運営にかかる予算で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 1 億 2,581 万 1,000 千円といたしております。

その中身につきまして、まず、歳入からご説明申し上げます。予算書 1 ページをご覧

ください。

笹ヶ丘荘事業収入につきましては、事業収入 9,850 万円で、使用料及び受託事業受入金でございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 2,723 万 1,000 円でございます。

諸収入につきましては、雑入 8 万円であります。

次に、歳出であります。笹ヶ丘荘費につきましては、笹ヶ丘荘管理運営費 1 億 2,581 万 1,000 円で、笹ヶ丘荘及び交流会館運営にかかる費用であります。

次に、予算第 2 条、一時借入金についてであります。当該年度中の一時借入金の借入れの最高額を 1,000 万円に定めるものであります。

以上で、笹ヶ丘荘特別会計予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 53 号、平成 27 年度佐用町歯科保健特別会計予算につきまして、提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,641 万 8,000 円と定めております。

その中身につきまして、まず、歳入から説明をいたします。

診療収入は、保険診療報酬の外来収入 1,457 万 3,000 円。財産収入は、財産運用収入 1,000 円。繰入金は一般会計繰入金 992 万 8,000 円。繰越金は 1,000 円。諸収入は雑入として、歯ブラシ売上料など 191 万 5,000 円をそれぞれ計上いたしております。

続いて、歳出でございます。総務費 2,347 万 3,000 円のうち、主なものは、歯科医師報酬 732 万円のほか、歯科衛生士等の賃金 467 万 1,000 円などを計上しております。

医業費 294 万 5,000 円のうち、主なものは、医薬材料費 120 万円、歯科技工委託料 96 万円などを計上いたしております。

次に、予算第 2 条、一時借入金についてでございます。当該年度中の一時借入金の借入れの最高額を 1,000 万円と定めるものであります。

以上で、歯科保健特別会計予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 54 号、平成 27 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算についての提案の説明をさせていただきます。

この予算は、さよひめ団地 1 区画、広山団地 2 区画、長尾団地 1 区画の分譲及び、基金造成・公債費の償還にかかるものが主な内容で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,396 万 3,000 円としております。

その中身につきまして、まず、歳入から説明を申し上げます。

財産収入につきましては 2,249 万 2,000 円のうち、財産運用収入におきましては 3 万 4,000 円、財産売却収入におきましては 2,245 万 8,000 円でございます。

繰入金につきましては基金繰入金 72 万 3,000 円で、繰越金につきましては 74 万 7,000 円であります。

諸収入につきましては、雑入名目 1,000 円であります。

次に、歳出であります。宅地造成費につきましては 2,266 万 5,000 円で、主なものは基金費であります。

公債費につきましては 72 万 3,000 円で、町債元利償還金でございます。

予備費につきましては 57 万円 5,000 円であります。

次に、予算第 2 条、一時借入金についてであります。当該年度中の一時借入金の借入れの最高額を 1,000 万円と定めるものでございます。

以上、宅地造成事業特別会計予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 55 号、平成 27 年度佐用町農業共済事業特別会計予算についてのご説明を申し上げます。

平成 27 年度の収益的収入及び支出の予定額は、収入・支出とも 1 億 1,185 万 3,000 円

の計上で、対前年度比 107.1 パーセントでございます。

主な事業見込内容につきましては、予算第 2 条に定めておりますとおり、農作物共済におきましては、水稻では引受戸数で 1,430 戸、引受面積 7 万 2,350 アールで、前年度より 45 戸の減、812 アールの増となっております。麦では引受戸数 8 戸、引受面積 3,830 アールで、前年度より 10 アールの増を見込んでおります。

家畜共済におきましては、引受戸数 23 戸、引受頭数 2,970 頭で、前年度より 2 戸の減、82 頭の増を見込んでおります。

畑作物共済におきましては、引受戸数で 35 戸、引受面積 1 万 239 アールで、前年度より 5 戸の増、524 アールの減を見込んでおります。

園芸施設共済におきましては、引受戸数 21 戸、55 棟で、前年度より 2 戸の減、3 棟の減を見込んでおります。

次に、予算第 3 条の収益的収入及び支出でございますが、農作物共済勘定は 522 万 7,000 円、家畜共済勘定は 6,185 万 8,000 円、畑作物共済勘定は 472 万 3,000 円、園芸施設共済勘定は 102 万 7,000 円、業務勘定は 3,901 万 8,000 円で、農作物共済・家畜共済・園芸施設共済は増額、畑作物共済・業務勘定は減額となっております。

業務勘定収益の主なものといたしましては、一般会計からの補助金 2,351 万 5,000 円、共済事業加入者からの賦課金 498 万 2,000 円、県共済組合連合会から損害防止助成金 123 万 6,000 円などがございます。

業務勘定支出の主なものといたしましては、連合会への支払い賦課金 269 万 9,000 円、一般管理費 2,931 万 7,000 円、損害評価費 286 万 6,000 円、損害防止費 293 万 7,000 円などがございます。

次に予算第 4 条、一時借入金についてであります。当該年度中の借り入れ限度額を 2,000 万円と定めるものでございます。

第 5 条につきましては、予定支出の各項の経費の金額の流用ができる場合を定めております。

第 6 条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきまして、職員給与費 2,474 万円と定めております。

最後に、予算第 7 条につきましては、他会計からの補助金といたしまして、一般会計から業務勘定へ 2,351 万 5,000 円と定めるものでございます。

以上で、農業共済事業特別会計予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 56 号、平成 27 年度佐用町石井財産区特別会計予算につきましても提案の説明を申し上げます。

この予算は、石井財産区の管理・運営に係るもので、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 456 万円といたしております。

その中身について、まず、歳入から説明をいたします。繰越金につきましては 455 万 8,000 円で、諸収入 2,000 円につきましては、預金利子、雑入それぞれ 1,000 円でございます。

次に、歳出でございますが、総務費につきましては 91 万円 5,000 円で、総務管理費におきまして、森林災害復旧事業委託料・作業道整備事業負担金・その他経費 91 万 5,000 円であります。

予備費につきましては 364 万 5,000 円でございます。

以上で、石井財産区特別会計予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 57 号、平成 27 年度佐用町水道事業会計予算についての提案のご説明を申し上げます。

予算書 1 ページをご覧ください。

第2条の業務の予定量でございますが、給水戸数1,794戸、年間総給水量56万679立方メートル、一日平均給水量1,536立方メートル、受託工事1カ所を予定しており、主要な建設改良事業は、河川改修事業及び国県道改良工事に伴う送配水管移設工事でございます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入の第1款、水道事業収益におきまして、1億8,234万1,000円で、第1項、営業収益は、水道料金、消火栓使用料、手数料等で1億845万5,000円を、第2項、営業外収益は7,387万4,000円で、高料金対策一般会計繰入金、長期前受金戻入、新規加入金等を、第3項、特別利益として1万2,000円を見込んでおります。

支出の第1款、水道事業費用におきまして、2億4,485万8,000円で、第1項、営業費用は、水道施設維持管理業務委託、電気計装等保守点検、電気料及び薬品費等の経常経費、メーター検針委託料、漏水及びポンプ等修繕費等で2億1,761万6,000円を、第2項、営業外費用は、企業債借入金利息、消費税等で2,552万6,000円を、第3項、特別損失として161万6,000円を、第4項で予備費10万円を計上いたしております。

次に、予算書2ページをご覧ください。

第4条の資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入の第1款、資本的収入におきまして5,588万円で、第1項、企業債は、河川改修に伴う関連工事等に1,000万円を、第2項、他会計出資金は1,388万円で一般会計特別出資金。第3項、他会計負担金は、消火栓工事に係るもので一般会計からの負担金300万円。第9項、工事負担金は、河川改修工事に伴う送配水管移設工事の県補償費2,900万円を予定いたしております。

支出の、第1款、資本的支出額におきましては1億1,791万5,000円で、第1項、建設改良費は、河川改修に伴う送配水管路移設工事等の経費に6,794万1,000円を、第2項では企業債償還金で4,997万4,000円を予定いたしております。

収入不足額6,203万5,000円は、過年度分損益勘定内部留保資金で補填をする予定といたしております。

第5条の企業債につきましては、上水道施設改良事業のため、借り入れ限度額を1,000万円とし、利率を3パーセント以内と定めるものでございます。

第6条の一時借入金につきましては、当該年度中の借り入れ限度額を2,000万円と定めております。

予算書3ページをご覧ください。

第7条につきましては、予定支出の各項の経費の金額の流用ができる場合を定め、第8条につきましては、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費及び報酬を定めるものでございます。

第9条につきましては、他会計からの補助金といたしまして一般会計からの高料金対策費1,601万5,000円、基礎年金拠出金拠出額45万8,000円と定めるものでございます。

第10条につきましては、たな卸し資産購入限度額を67万2,000円と定めるものであります。

内容の詳細につきましては、4ページからの佐用町水道事業会計の予算実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定の貸借対照表等を添付いたしておりますのでご覧いただきたいと思います。

以上で、水道事業会計予算の提案の説明とさせていただきます。

以上、議案第42号から議案第57号までの、平成27年度一般会計並びに、各特別会計当初予算の提案の説明とさせていただきます。

十分ご審議をいただき、ご承認いただきますように、よろしく願い申し上げまして、提案の説明を終わらせていただきます。

長時間、誠にありがとうございました。

議長（石黒永剛君） ありがとうございます。

提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題としております議案第 42 号から議案第 57 号につきましては、平成 27 年度佐用町一般会計並びに各特別会計の予算であります。この件に関しましては、日程第 62 で、全員による予算特別委員会を設置し、予算特別委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よって議案第 42 号から議案第 57 号につきましては、予算特別委員会に付託することに決定しました。

---

#### 日程第 59. 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（石黒永剛君） 続いて日程第 59 に入ります。

諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案のご説明を申し上げます。

現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております佐用町宇根 1103 番地、木村佳都男氏の任期が、本年 6 月 30 日をもって満了となります。

引き続き、人権擁護委員に就任いただきたく、候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 号の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

ご同意いただきますように、よろしくお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（石黒永剛君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

諮問第 1 号につきましては、本日即決とします。

ここで、資料配付のため、しばらく休憩します。

午後 04 時 01 分 休憩

午後 04 時 02 分 再開

議長（石黒永剛君） 休憩を解き会議を続行します。

お諮りします。諮問第 1 号については、お手元に配付しました意見のとおり、適任と答申したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よって諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配付しました意見のとおり、適任と答申することに決定しました。

---

日程第60. 請願第1号 米価対策の意見書を求める請願

議長（石黒永剛君） 続いて日程第60に入ります。請願についてであります。今期定例会に請願2件を受理しております。まず、請願第1号、米価対策の意見書を求める請願を議題とします。請願に対する紹介議員の説明を求めます。13番、平岡きぬゑ君。

[13番 平岡きぬゑ君 登壇]

13番（平岡きぬゑ君） ただ今、上程されました請願、米価対策の意見書を求める請願について、紹介議員として請願の趣旨、請願事項を読み上げて説明にかえさせていただきます。

まず、請願趣旨、2014年産米価格は、JA概算金が最低水準になったのに加え、2014年11月の相対価格が1万1,261円と、前月をさらに下回る異常な価格で推移しています。

労賃はもとより、物財費さえ確保できない価格では、どんな経営努力を講じても経営は維持できず、そのしわ寄せが、大規模経営や集落営農組織等の担い手層の経営に集中しています。

しかも、政府がコメ直接支払交付金を半減し、米価変動補てん交付金を廃止したために、生産者に二重、三重に困難をもたらしています。

政府は、多くの農家や関係者の米価対策を求める世論に押されて融資やコスト削減の助成などを打ち出していますが、米価本体に影響を与える対策を打ち出せず、需給にかかわる対策についてはもっぱら民間任せに終始しています。

今回の米価暴落は、このまま何も手を打たなければ、最も影響を受ける大規模農家を含め離農が雪崩を打つように進み、地域農業の維持や農村集落にも深刻な影響をもたらしかねません。それは、また、日本の食料自給率の一層の低下を招くことになることは明らかです。

政府がさらなる緊急対策を打つ出すとともに、米の需給対策を放棄する方針を撤回し、需給と価格安定に責任をもつ米政策を確立することが、強く求められています。ついては、次の事項の実現を求める意見書を政府・関係機関に提出することを求めます。

請願事項1、価格の暴落と流通の停滞の原因は過剰米にあることは明らかであり、過剰米の市場隔離を官民あげて実施するなど、米穀の需給調整に直ちに乗り出し、米価の回復をはかること。

2、米直接支払交付金の半額措置と米価変動補てん交付金の廃止を撤回し、農家の経営安定策をとること。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（石黒永剛君） 請願に対する紹介議員の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、請願第1号は、産業厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含おきみの上、質疑をお願いいたします。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで質疑を終結します。

請願第1号は、会議規則第87条の規定により、所管の産業厚生常任委員会に付託し、審査しますので報告します。

---

日程第61. 請願第2号 TPP交渉に関する請願

議長（石黒永剛君） 続いて日程第61、請願第2号、TPP交渉に関する請願を議題とします。

請願に対する紹介議員の説明を求めます。8番、金谷英志君。

〔8番 金谷英志君 登壇〕

8番（金谷英志君） 請願第2号、TPP交渉に関する請願の提案説明を行います。

TPP交渉に関しては、平成22年の12月議会において佐用町議会は、矢内議長のもとTPPの参加に反対する意見書を全員賛成で採択しています。

この意見書の中で、TPPは、原則全ての品目の関税を撤廃する協定で、農水省の試算でも、我が国の食料自給率は40パーセントから13パーセントに急落し、米の生産量は90パーセント減、砂糖、小麦はほぼ壊滅する。

農業生産額4兆1,000億円、多面的機能3.7兆円損失、実質GDPが7.9兆円、雇用が340万人減少するとしている。

このように、重要な農産物が例外なしに関税が撤廃されれば日本農業と地域経済、国民生活に与える影響は極めて甚大であり、国民の圧倒的多数が願っている自給率の向上と、TPP交渉への参加は絶対に両立しないとしています。

また、同年10月には、佐用町農業委員会も加盟する旧上郡農林水産振興事務所管内農業委員会会長会がTPP交渉への参加に断固反対し、農業を守り発展させる政策推進に関する要望を、当議会に提出しています。

その中で、TPPは、農畜産物の貿易の原則自由化を前提するばかりでなく、24の交渉分野を通じて、地方自治体の公共事業と調達への外国企業の参入。郵政事業の見直しのほか、医療や労働などさまざまな分野で規制緩和や自由化を迫るものであります。

国の形が変わりかねない重要な問題であり、TPP交渉への参加に断固反対するとともに、日本の農業を守り発展させる政策を力強く推進されたいとしています。

TPP交渉の現状は、日本政府が、交渉にあたって聖域としてきた米、牛肉・豚肉、乳製品など農産物重要5品目について、国会決議にも反した譲歩に譲歩を重ねていることは明らかです。同時に、交渉は日米両政府の思惑通りに進んでおらず、日本側は譲歩につぐ譲歩をしても、アメリカ側からすれば「まだまだ足りない」となっており、両者の間には大きな溝があります。

TPP交渉は正念場を迎えるており、本請願は政府に対しTPP交渉に関する国会決議の遵守とともに、守れない場合は、交渉からの撤退を求めるものです。時宜にかなったものですあります。

以上、本請願への賛同を求めて提案説明といたします。

議長（石黒永剛君） 請願に対する紹介議員の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、請願第2号は、産業厚生常任委員会に付託を予定しており

ますので、委員会付託をお含みおきの上、質疑をお願いいたします。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで質疑を終結いたします。  
請願第2号は、会議規則第87条の規定により、所管の産業厚生常任委員会に付託し、審査しますので報告します。

---

#### 日程第62. 特別委員会の設置及び委員定数について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第62、予算特別委員会の設置及び委員定数についてを議題とします。  
お諮りします。平成27年度佐用町一般会計、13特別会計及び2事業会計の予算審議のため、全員による予算特別委員会を設置したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よって全員による予算特別委員会を設置することに決定されました。

---

#### 日程第63. 特別委員会委員長及び副委員長の選任について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第63、予算特別委員会の委員長及び副委員長の選任であります。委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において、互選する。となっており、先の全員協議会において協議され、決定されていますので、予算特別委員会の委員長及び副委員長の氏名を議長より発表します。  
佐用町議会予算特別委員会委員長、西岡 正君。副委員長、千種和英君。以上の両君が選任されましたので報告いたします。

---

#### 日程第64. 委員会付託について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第64に移ります。  
日程第64は、委員会付託であります。  
ここでしばらく、資料配付のため、休憩いたします。

午後04時13分 休憩

午後04時14分 再開

議長（石黒永剛君） 休憩を解き、会議を続行します。  
お諮りします。お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管の委員会に審査を付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君）           ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

---

議長（石黒永剛君）           以上をもちまして本日の日程は終了しました。  
お諮りします。委員会等開催のため明日3月5日から10日まで本会議を休会したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君）           ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。  
次の本会議は、3月11日、午前10時より再開し、一般質問を行いますのでご承知おきくださいますようお願いいたします。  
それでは、本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さまでした。  
最後に、予算特別委員会委員長から挨拶がありますので、西岡委員長、よろしくお祈りします。

予算特別委員長（西岡 正君）   委員長になることが先に決められておりましたので、できるだけ体調を整えたつもりなのですが、今日も、こんなような風邪で、矢内議会運営委員長に相談しましたところ、甘えるなということでしたので、頑張ってやります。  
どうか皆様方の円滑な審議をしていただきますようお願いを申し上げます。  
なお、午前9時から始めますので、間違えのないようによろしくお祈りいたします。

予算特別副委員長（千種和英君）   はい、よろしくお祈りいたします。

議長（石黒永剛君）           お祈りいたします。  
明日、午前9時からお祈りいたします。

---

午後04時16分 散会

---